

第3回 西宮市子ども・子育て会議

【参考資料集】

参考資料 1	教育・保育施設の利用状況
参考資料 2	支給認定基準ほか (第2回基準等検討WG資料2～5再掲)
参考資料 3 - 1	西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成24年度進捗状況報告書 (第2回西宮市子ども・子育て会議資料4-1及び第1回評価検討WG資料4の再掲)
参考資料 3 - 2	西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)進捗状況報告に係る参考資料 (第1回評価検討WG資料5の再掲)
参考資料 5	スケジュール案

<参考資料2、3-1、3-2のページ番号は各ワーキンググループ提出時のもの>

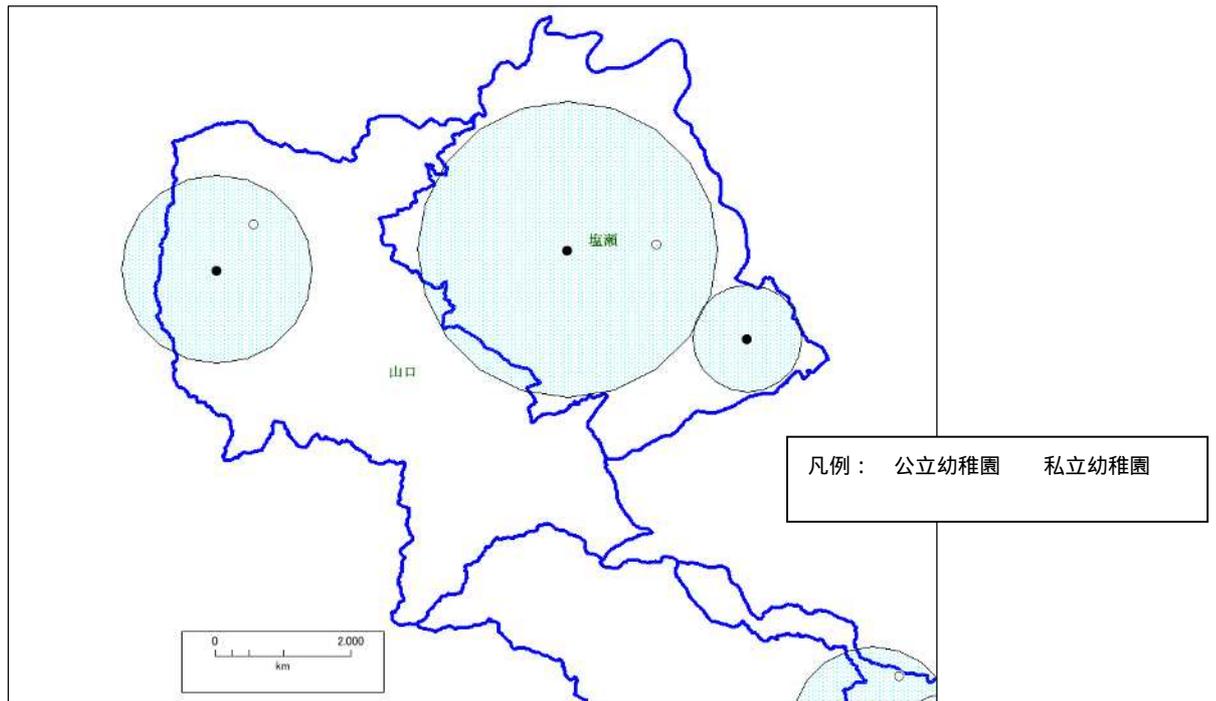
参考資料4 西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査結果速報は別冊

教育・保育施設の利用状況

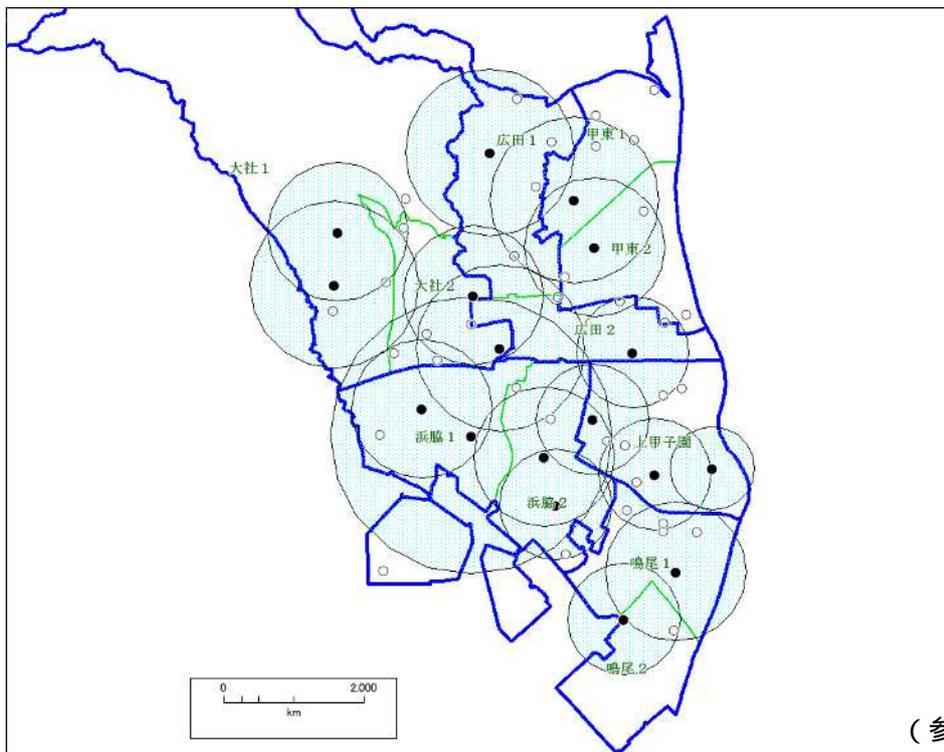
地図上の円は、各施設等の市内利用者の8割が居住している距離を半径とした円
 = 円内全ての方面からの利用者がいることを表すものではない
 = 市外に円がかかっている場合でも、市外利用者がいることを表すものではない

1 幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。以下同じ。）

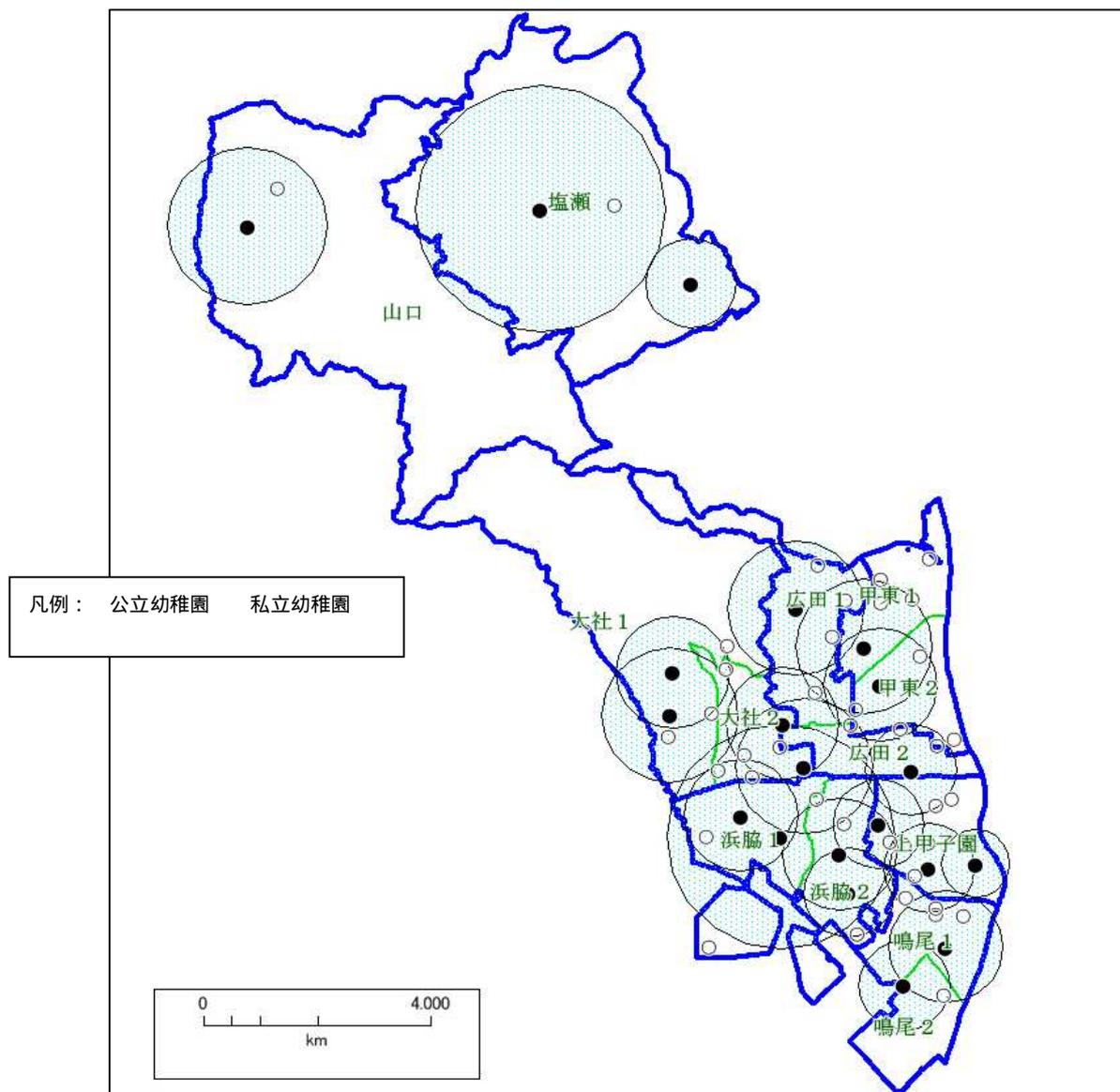
(1) 北部公立幼稚園



(2) 南部公立幼稚園

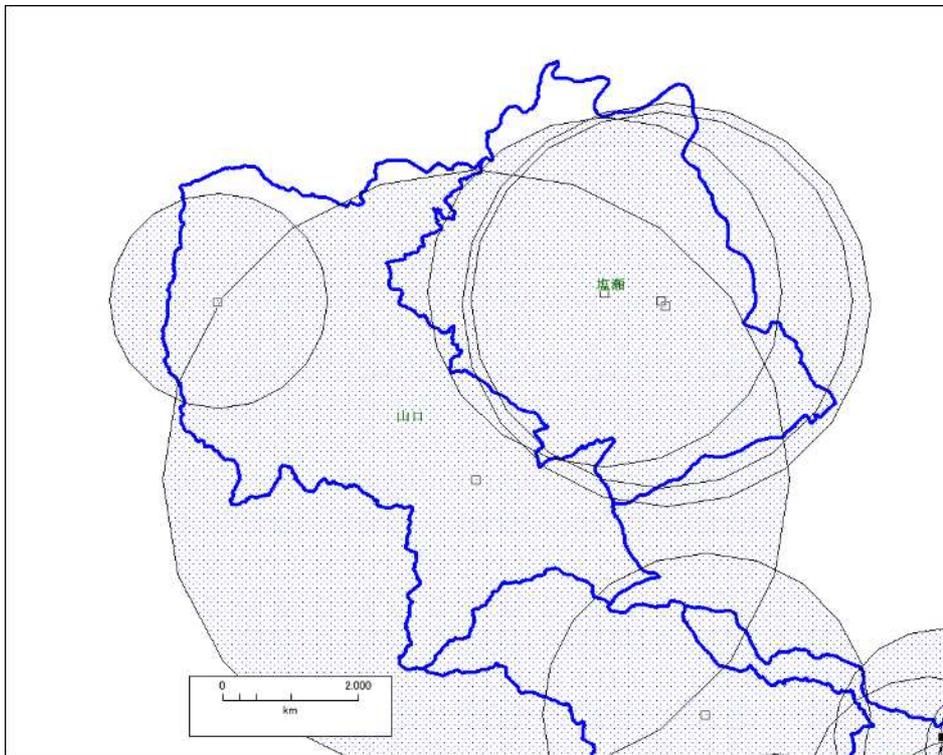


(3) 全市公立幼稚園



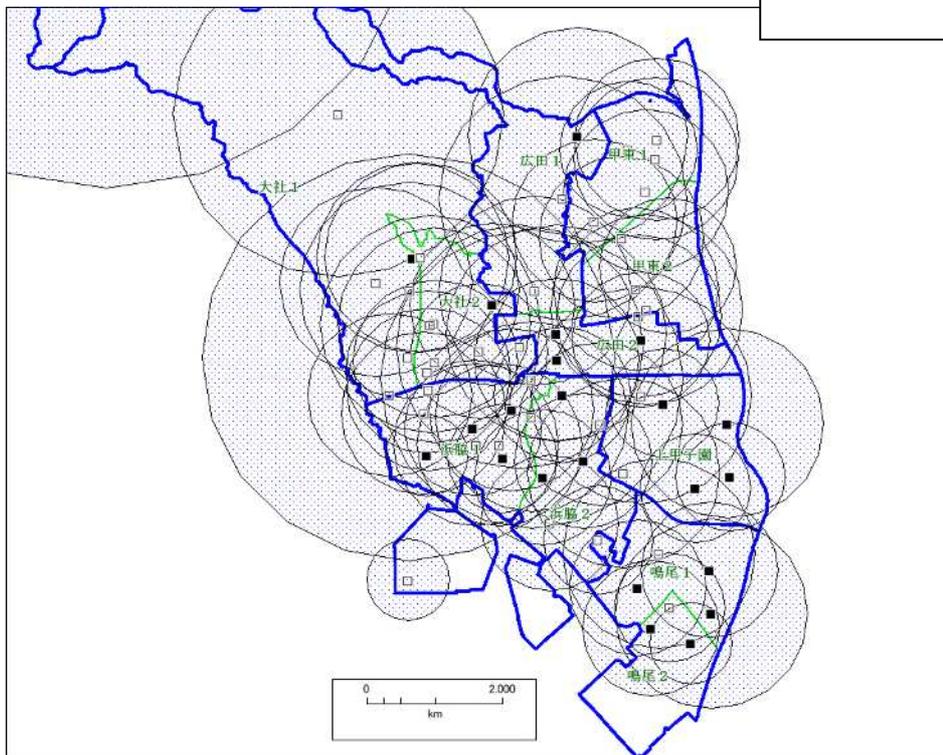
2 保育所（認定こども園の保育所部分を含む。以下同じ。）

(1) 北部保育所



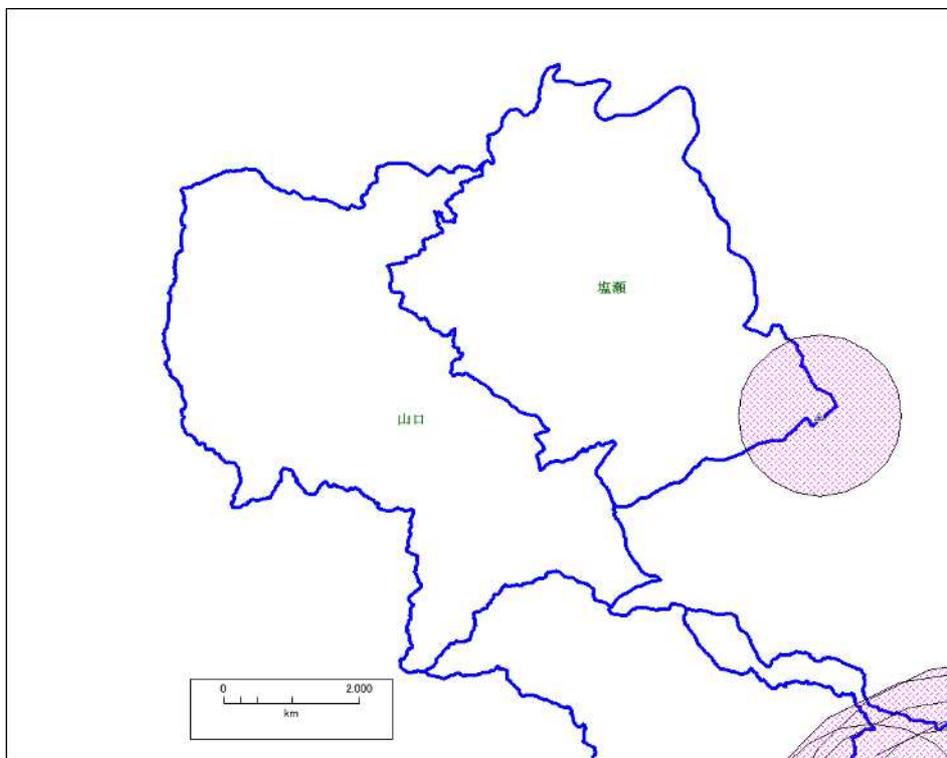
(2) 南部保育所

凡例： 公立保育所 民間保育所

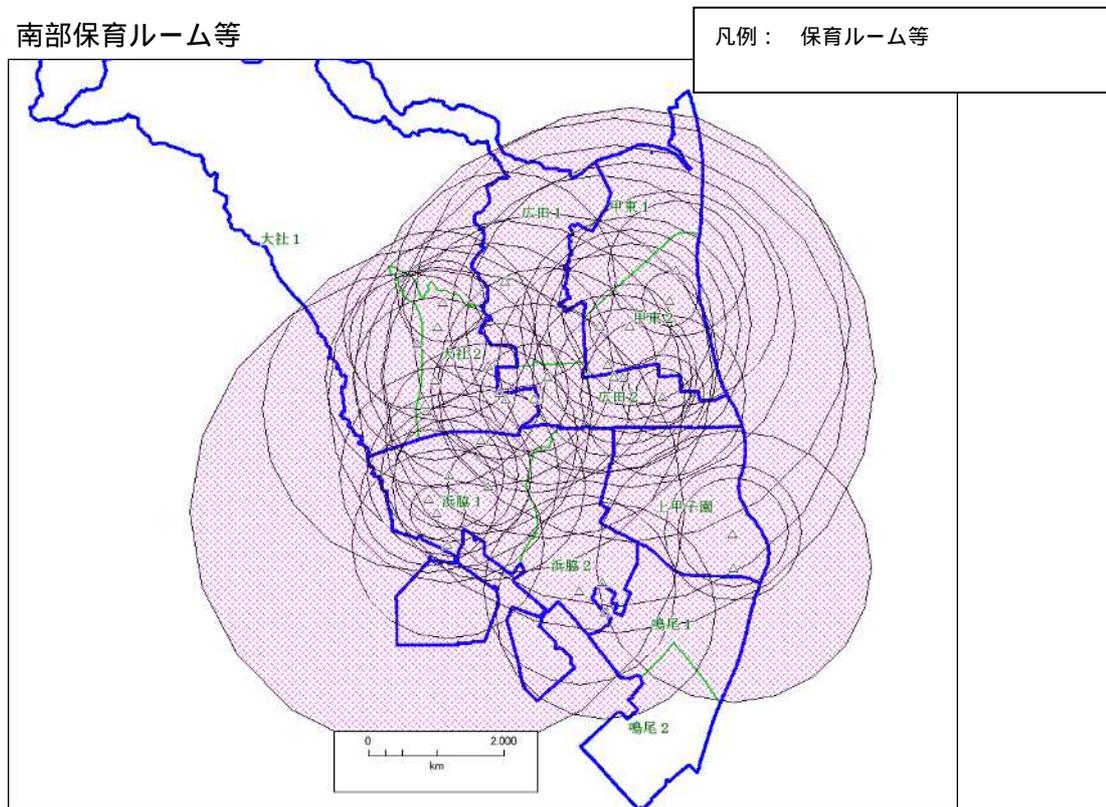


3 保育ルーム及び家庭保育所

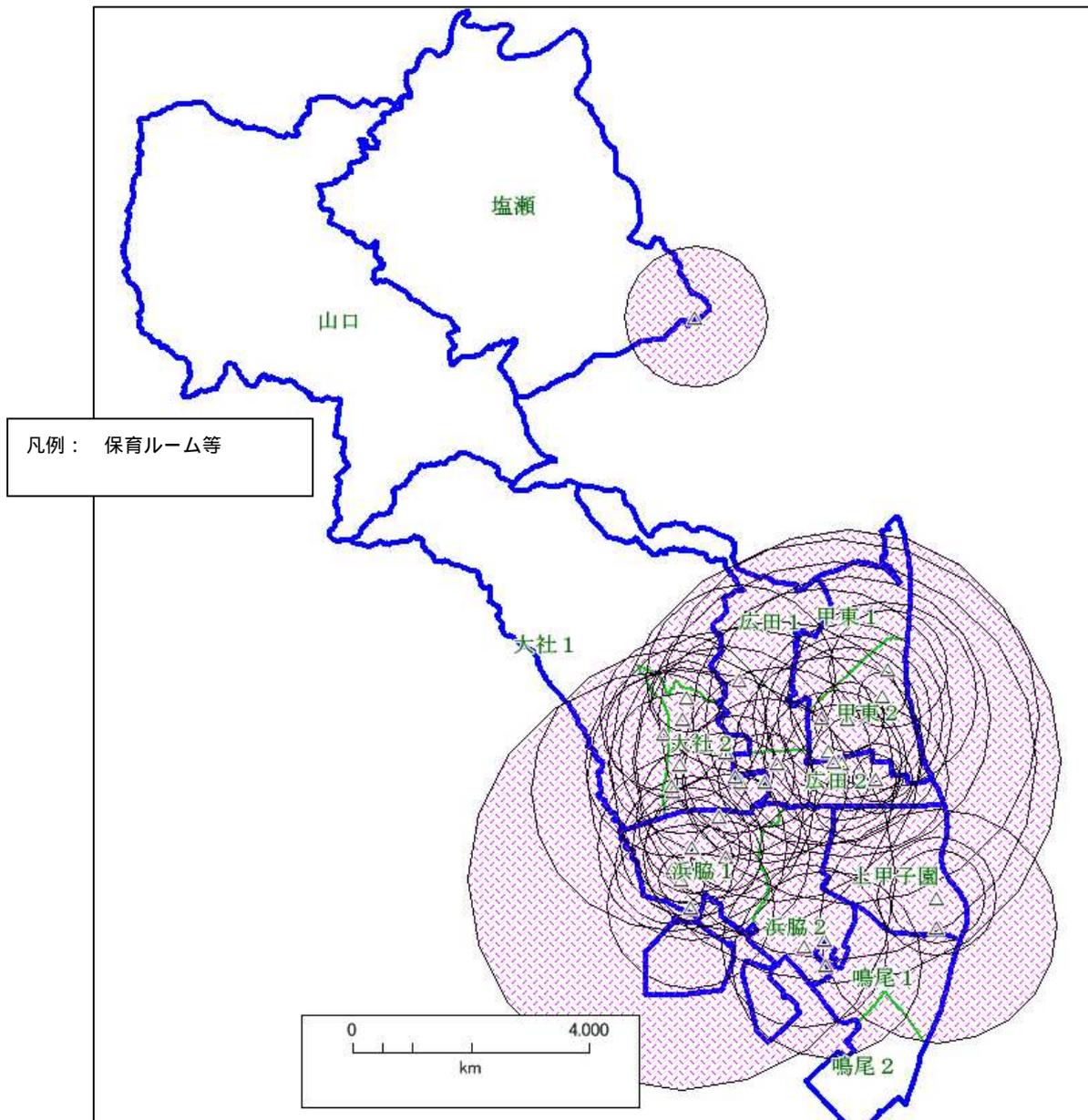
(1) 北部保育ルーム等



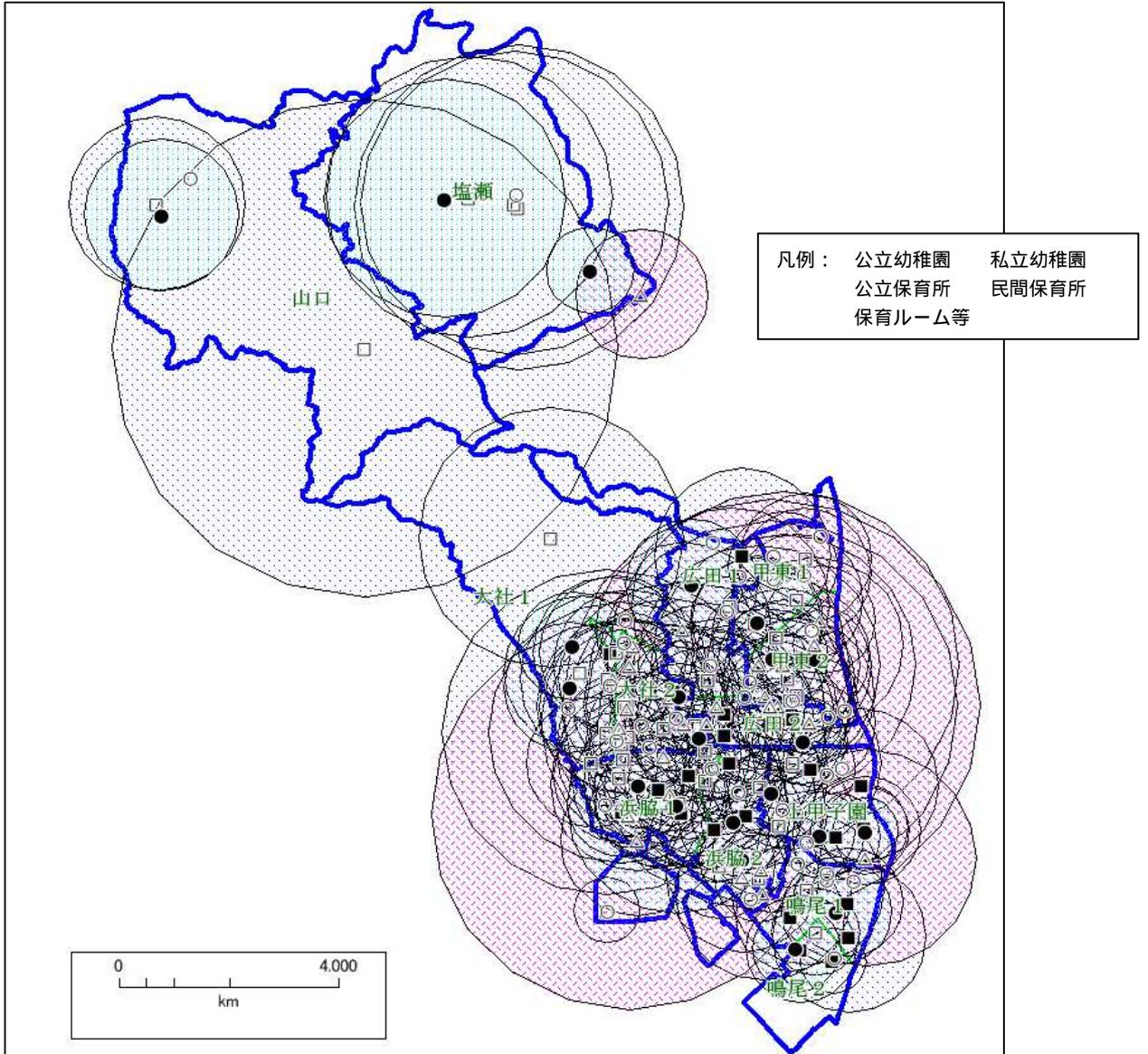
(2) 南部保育ルーム等



(3) 全市保育ルーム等

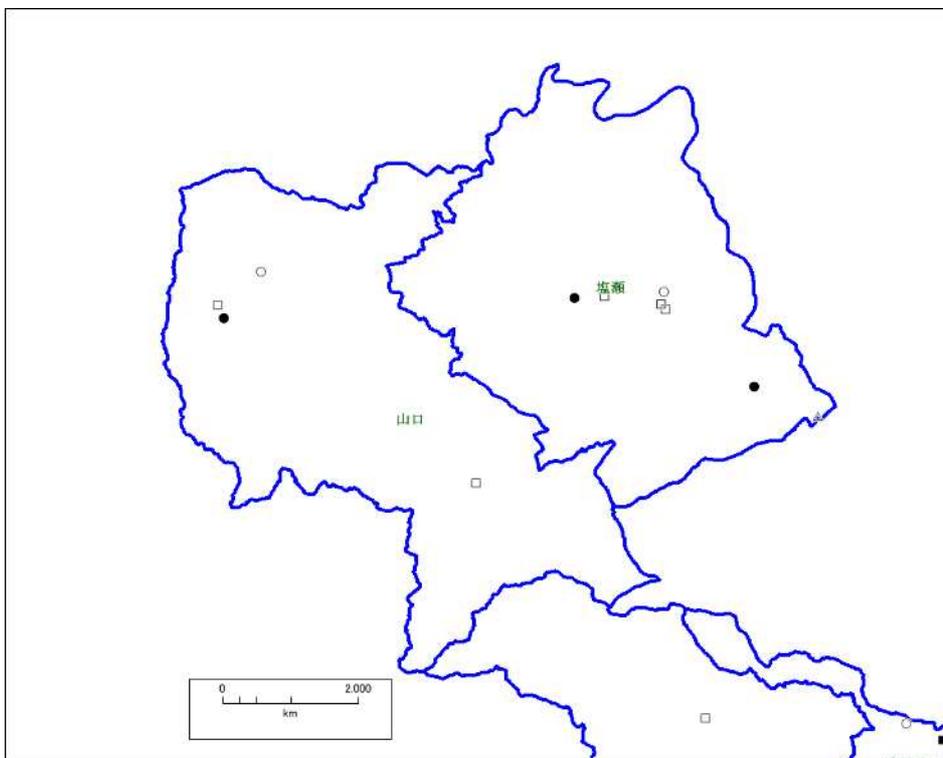


4 全施設全市（私立幼稚園を除く）

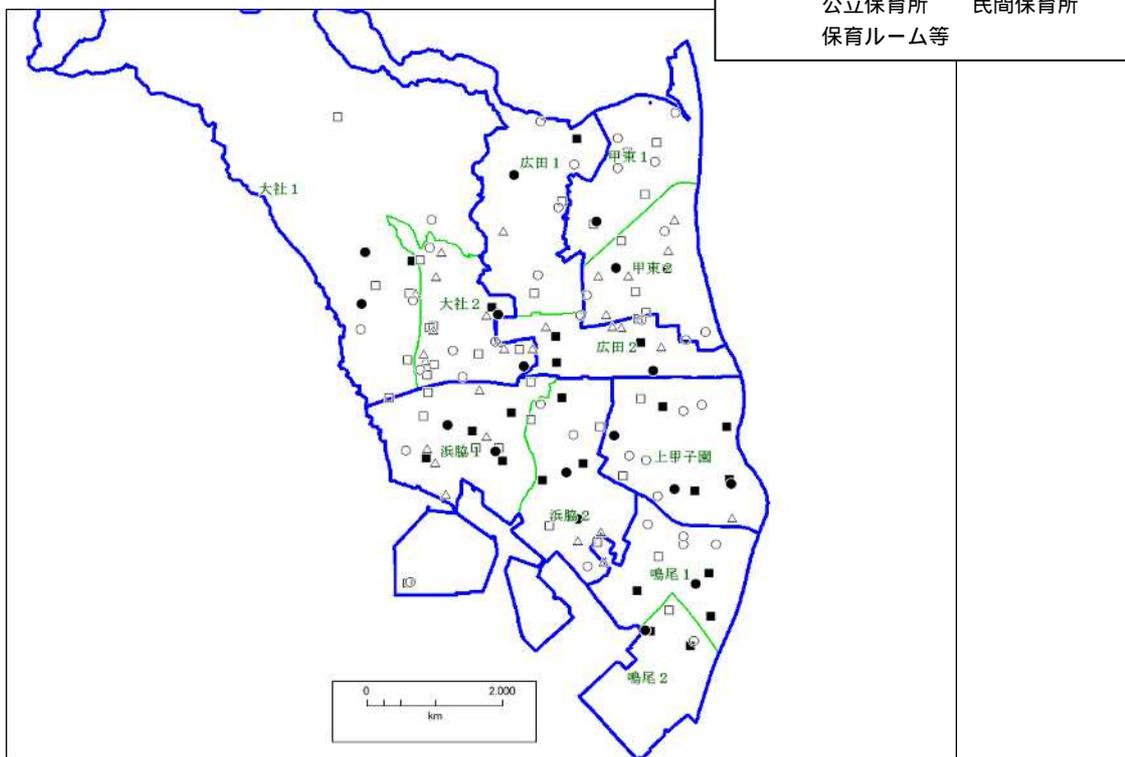


5 配置図

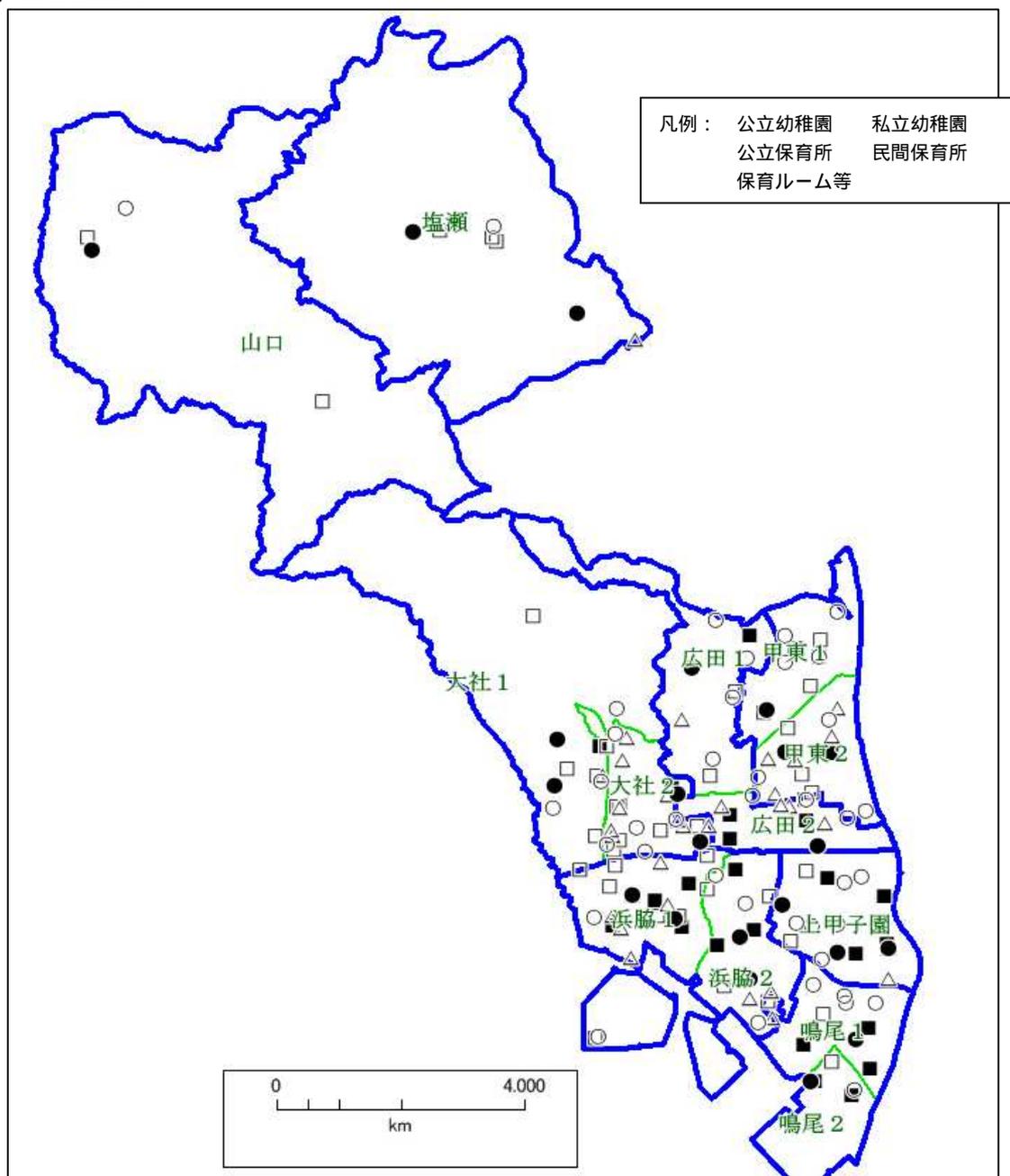
(1) 北部配置図



(2) 南部配置図



(3) 全市配置図



幼稚園の定員に対する充足率

H25.5.1

大ブロック	中ブロック	小ブロック	公/私	幼稚園園名	定員	園児数	充足率	
南部	浜脇	浜脇 1	公	浜脇	350	76	22%	
			公	用海	70	64	91%	
			私	香櫨園	300	262	87%	
			私	いるか	260	293	113%	
		浜脇 2	公	今津	100	55	55%	
			公	南甲子園	70	60	86%	
			私	浜甲子園健康	120	84	70%	
			私	こひつじ	160	129	81%	
	鳴尾	鳴尾 1	公	鳴尾東	140	64	46%	
			私	松風	220	280	127%	
			私	光明	600	425	71%	
			私	西光	120	110	92%	
		鳴尾 2	私	武庫川女子大学附属	105	108	103%	
			公	高須西	140	45	32%	
	上甲子園	上甲子園	私	睦	480	361	75%	
			公	春風	140	66	47%	
			公	鳴尾北	140	50	36%	
			公	小松	210	63	30%	
			私	甲子園二葉	120	126	105%	
			私	上甲子園	280	269	96%	
			私	甲子園口	180	223	124%	
			私	花園	110	29	26%	
			私	甲子園東	160	139	87%	
			私	つぼみ	200	216	108%	
	中部	大社	大社 1	公	夙川	140	65	46%
				公	越木岩	140	56	40%
				私	神戸海星女子学院マリア	300	265	88%
				私	苦楽園口	120	142	118%
				私	甲陽	240	285	119%
			大社 2	公	大社	170	130	76%
				公	付属あおぞら	105	78	74%
				私	みそら	80	95	119%
私				安井	240	259	108%	
私				夙川学院短期大学付属	260	176	68%	
広田			広田 1	私	松秀	242	230	95%
				公	上ヶ原	210	67	32%
				私	仁川	135	80	59%
				私	くるみ	80	86	108%
		私		関西学院聖和	300	231	77%	
		広田 2	私	広田	210	260	124%	
			公	瓦木	140	73	52%	
			私	阪急	160	179	112%	
			私	西宮公同	120	164	137%	
甲東		甲東 1	私	和光	120	176	147%	
			公	門戸	140	68	49%	
			私	仁川学院マリアの園	350	234	67%	
			私	甲東	100	103	103%	
			私	一里山	120	129	108%	
		甲東 2	私	段上	320	359	112%	
			公	高木	175	143	82%	
			私	すずらん	105	76	72%	
			私	甲子園学院	420	192	46%	
	私		武庫川	200	161	81%		
私	西宮甲武	160	169	106%				

大ブロック	中ブロック	小ブロック	公/私	幼稚園園名	定員	園児数	充足率
北部	山口	山口	公	山口	140	65	46%
			私	幸	265	341	129%
	塩瀬	塩瀬	公	名塩	140	50	36%
			公	生瀬	140	58	41%
			私	東山	365	179	49%
全市					11,677	9,235	79%

大ブロック	中ブロック	小ブロック	定員	園児数	充足率
南部	浜脇	浜脇 1	980	695	71%
		浜脇 2	700	542	77%
			1,680	1,237	74%
	鳴尾	鳴尾 1	1,185	987	83%
		鳴尾 2	620	406	65%
			1,805	1,393	77%
	上甲子園	上甲子園	1,540	1,181	77%
			1,540	1,181	77%
			5,025	3,811	76%
	中部	大社	大社 1	940	813
大社 2			1,097	968	88%
			3,577	2,962	83%
広田		広田 1	935	724	77%
		広田 2	540	592	110%
			1,475	1,316	89%
甲東		甲東 1	1,030	893	87%
		甲東 2	1,060	741	70%
			2,090	1,634	78%
			10,627	8,542	80%
(中南部)			15,652	12,353	79%
北部	山口	山口	405	406	100%
			405	406	100%
	塩瀬	塩瀬	645	287	45%
			645	287	45%
			1,050	693	66%
全市			11,677	9,235	79%

保育所の定員に対する充足率

H25.10.1

大ブロック	中ブロック	小ブロック	保育所名	定員	入所数	充足率		
南部	浜脇	浜脇 1	朝日愛児館	50	55	110%		
			建石	90	112	124%		
			用海	60	83	138%		
			浜脇	120	132	110%		
			幸和園南園	30	29	97%		
			なぎさ	70	85	121%		
			西宮Y M C A	60	70	117%		
			ゆめっこ	50	60	120%		
			めばえの子	30	33	110%		
			かえで	60	79	132%		
			小計	620	738	119%		
		浜脇 2	今津文協	90	116	129%		
			津門	90	118	131%		
			今津南	80	104	130%		
	ちどり		60	71	118%			
	みどり園		90	108	120%			
	つとがわY M C A		60	63	105%			
	小計	470	580	123%				
	鳴尾	鳴尾 1	鳴尾	120	115	96%		
			浜甲子園	90	120	133%		
			鳴尾東	80	102	128%		
			西宮夢	60	69	115%		
			武庫川	90	95	106%		
			小計	440	501	114%		
		鳴尾 2	高須東	120	117	98%		
			高須西	120	114	95%		
			パドマ	60	66	110%		
			小計	300	297	99%		
			上甲子園	120	127	106%		
	上甲子園	上甲子園	学文殿	90	115	128%		
瓦木みのり			130	137	105%			
鳴尾北			80	92	115%			
甲子園			150	131	87%			
まつぼっくり			120	80	67%			
小計			690	682	99%			
中部			大社	大社 1	北夙川	120	131	109%
					夙川宝	50	58	116%
	マイトレーヤ	79			74	94%		
	のぞみ夢	60			71	118%		
	つぼみ夢	30			33	110%		
	小計	339			367	108%		
	大社 2	大社		120	129	108%		
		幸和園		210	175	83%		
		安井		90	106	118%		
		安井さくら		60	69	115%		
		夙川さくらんぼ		20	18	90%		
		マーヤ		60	69	115%		
		ニコニコ桜		60	62	103%		
		ニコニコ桜夙水園		30	28	93%		
	夙川夢	60	74	123%				
	小計	710	730	103%				
	広田	広田 1	甲東北	90	103	114%		
			月影	60	69	115%		
			聖和	120	136	113%		
			小計	270	308	114%		

大ブロック	中ブロック	小ブロック	保育所名	定員	入所数	充足率
中部	広田	広田 2	芦原	120	125	104%
			瓦木北	90	107	119%
			むつみ	90	118	131%
			なでしこ	60	68	113%
			小計	360	418	116%
	甲東	甲東 1	段上	120	139	116%
			新甲東	90	106	118%
			ひかり	90	101	112%
			あんず	45	54	120%
			きりん園	60	62	103%
		小計	405	462	114%	
		甲東 2	上之町	100	131	131%
			一麦	160	185	116%
			西北夢	100	114	114%
			つぼみの子	20	23	115%
			小計	380	453	119%
北部	山口	山口	船坂	40	46	115%
			やまよし	160	175	109%
			小計	200	221	111%
	塩瀬	塩瀬	名塩	60	52	87%
			東山ぼぼ	46	49	107%
			東山ぼぼ分園	89	88	99%
			小計	195	189	97%
			全市		5,379	5,946

大ブロック	中ブロック	小ブロック	定員	入所数	充足率
南部	浜脇	浜脇 1	620	738	119%
		浜脇 2	470	580	123%
			1,090	1,318	121%
	鳴尾	鳴尾 1	440	501	114%
		鳴尾 2	300	297	99%
			740	798	108%
	上甲子園	上甲子園	690	682	99%
			690	682	99%
			2,520	2,798	111%
	中部	大社	大社 1	339	367
大社 2			710	730	103%
			1,049	1,097	105%
広田		広田 1	270	308	114%
		広田 2	360	418	116%
			630	726	115%
甲東		甲東 1	405	462	114%
		甲東 2	380	453	119%
			785	915	117%
			2,464	2,738	111%
(中南部)		4,984	5,536	111%	
北部	山口	山口	200	221	111%
			200	221	111%
	塩瀬	塩瀬	195	189	97%
			195	189	97%
			395	410	104%
全市		5,379	5,946	111%	

各ブロックにおける就学前人口の推計

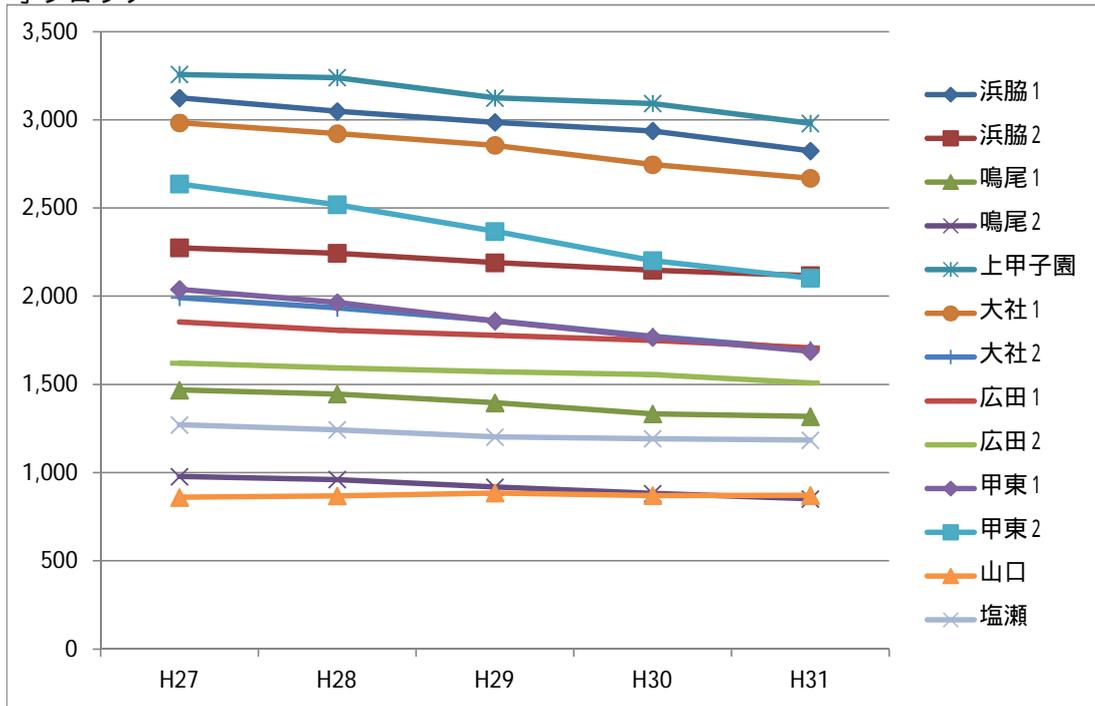
大ブロック	中ブロック	小ブロック	H27	H28	H29	H30	H31
南部	浜脇	浜脇 1	3,124	3,048	2,986	2,937	2,824
		浜脇 2	2,275	2,244	2,190	2,148	2,117
			5,399	5,292	5,176	5,085	4,941
	鳴尾	鳴尾 1	1,468	1,446	1,396	1,333	1,318
		鳴尾 2	978	961	918	882	851
			2,446	2,407	2,314	2,215	2,169
	上甲子園	上甲子園	3,257	3,239	3,124	3,093	2,980
			3,257	3,239	3,124	3,093	2,980
			11,102	10,938	10,614	10,393	10,090
	中部	大社	大社 1	2,983	2,922	2,856	2,746
大社 2			1,992	1,933	1,862	1,773	1,698
			4,975	4,855	4,718	4,519	4,367
広田		広田 1	1,854	1,808	1,779	1,749	1,707
		広田 2	1,621	1,593	1,572	1,556	1,508
			3,475	3,401	3,351	3,305	3,215
甲東		甲東 1	2,039	1,964	1,859	1,767	1,687
		甲東 2	2,637	2,519	2,368	2,202	2,103
			4,676	4,483	4,227	3,969	3,790
			13,126	12,739	12,296	11,793	11,372
(中南部)			24,228	23,677	22,910	22,186	21,462
北部	山口	山口	860	868	885	870	871
			860	868	885	870	871
	塩瀬	塩瀬	1,271	1,243	1,202	1,192	1,184
			1,271	1,243	1,202	1,192	1,184
		2,131	2,111	2,087	2,062	2,055	
全市			26,359	25,788	24,997	24,248	23,517

人口推計について

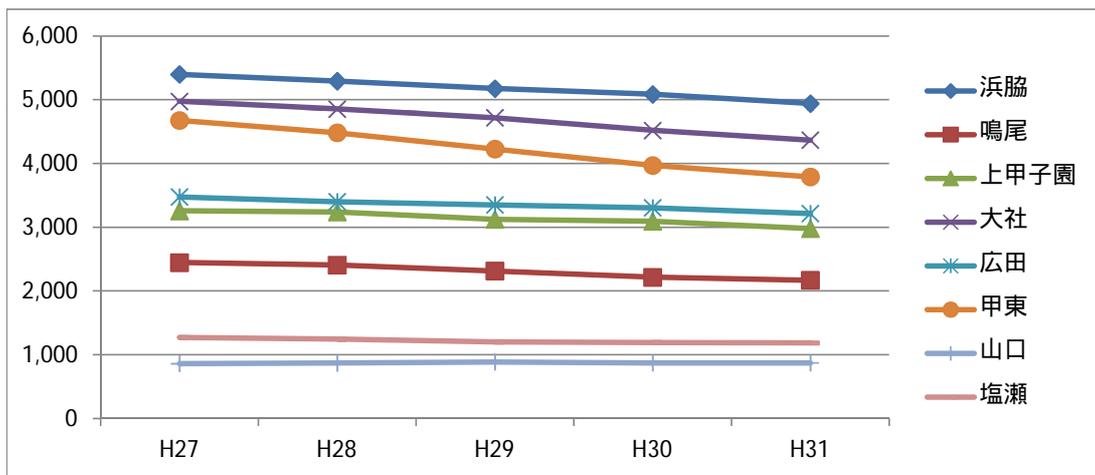
この表においては、小ブロックごとに推計したものを合計して中ブロック、大ブロック、全市の推計を算出している。
各ブロック・年齢ごとの小数点以下の取り扱いにより、ブロックの積み上げによる数値(この表)と、全市推計として算出した数値(第1回西宮市子ども・子育て会議の参考資料2の15ページ)は異なる。

各ブロックの人口推計グラフ

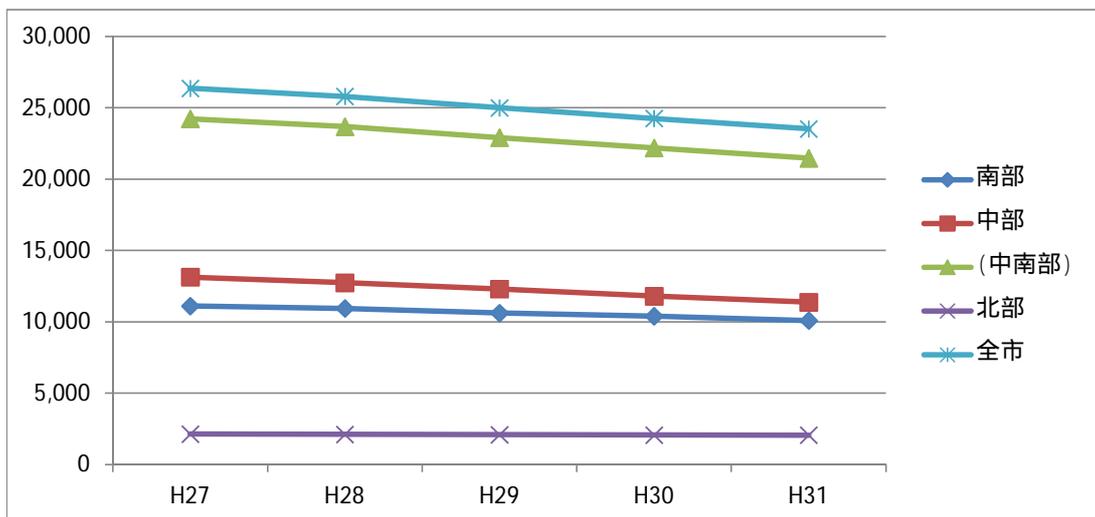
小ブロック



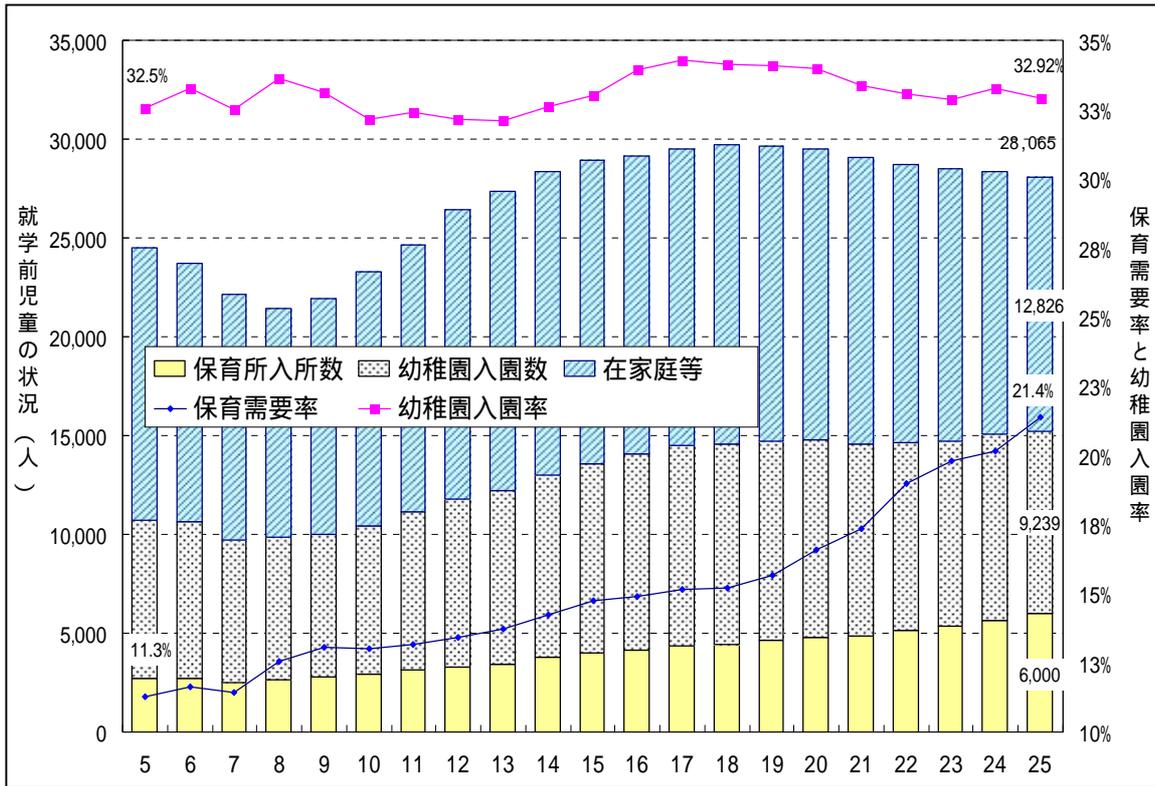
中ブロック



大ブロック



保育所需要率と幼稚園入園率（第1回西宮市子ども・子育て会議 参考資料3 P25再掲）



(1) 支給認定基準 (保育の必要性の認定)

1 「事由」について

(1) 国が検討している「事由」に関する方向性

保護者本人の事由により判断することを基本とする。

同居親族などの支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、市町村の判断に基づき優先度上の取扱いを考慮することを可能とする。その際、高齢や要介護など同居親族の心身の状況も併せて考慮することを可能とする。

(2) 国が検討している「事由」に関する案

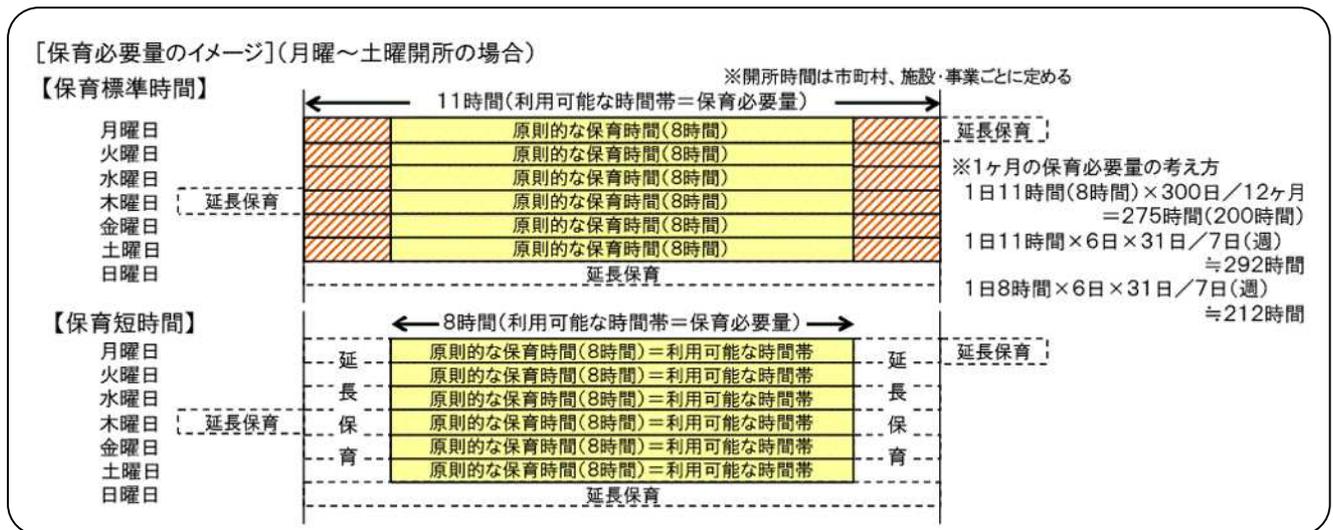
(西宮市) 西宮市保育の実施に関する条例第2条	(国) 「保育の必要性」の事由 案
<p>昼間に居宅外で労働することを常態としていること 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること</p> <p>妊娠中であるか又は出産後間がないこと 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること 市長が認める前各号に類する状態にあること (求職活動中、就学等)</p>	<p>就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。 ・一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。 ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務など)を含む。</p> <p>妊娠、出産 保護者の疾病、障害</p> <p>同居または長期入院などしている親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院、長期入所している親族の常時の介護、看護。 災害復旧</p> <p>求職活動 ・起業準備を含む。</p> <p>就学 ・職業訓練校などにおける職業訓練を含む。</p> <p><u>虐待やDVのおそれがあること</u> <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u> ・次年度に小学校入学を控えるなど子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくない場合など児童福祉の観点から判断する。 ・上記に該当しないため一旦退所し、育児休業から復帰する場合、優先利用の枠組みの中で対応する。 その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>同居の親族その他の者が当該児童を保育することができ、その優先度を調整することが可能。</p>

2 「区分」について

(1) 国が検討している「区分」に関する案

	保育標準時間利用 (長時間利用)	保育短時間利用
考え方	1日あたり開所時間 11 時間を利用可能な時間帯とし、年間開所日数約 300 日を概ね保障することを基本とする。	1日あたり 8 時間までの利用に対応する可能な時間帯とすることを基本とする。
1ヶ月あたりの保育必要量	212 時間超 / 292 時間以下	212 時間以下 下限については、(3) 参照

(2) 国が検討している「区分」のイメージ図



(3) 保育短時間の下限

ア 国が検討している保育短時間の下限

1ヶ月あたり 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態などを考慮して定める時間とすることを基本とする。

イ 現行における西宮市の基準

1日 4 時間以上かつ週 4 日以上の勤務 (おおむね月 64 時間)
週 19 時間以上の勤務 (おおむね月 76 時間)

3 「優先利用」について

(1) 国が検討している優先利用の対象

ひとり親家庭
生活保護世帯
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合
子どもが障害を有する場合
育児休業明け
兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所などの利用を希望する場合
小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
その他市町村が定める事由

(2) 国が検討している取扱い

上記の事項について、適用される子ども・保護者、状況、体制などが異なることが予想されるため、運用面の詳細を含め、市町村においてそれぞれ検討する。

(3) 現行における西宮市の運用

- ・待機期間
- ・単身赴任
- ・認可外保育施設を利用している場合

4 西宮市保育の実施に関する事務取扱要綱（第8条関係）

(1) 別表第1 保育の実施基準表

番号	類型	項目	細目	保護者の状況	指数	
1	居宅外労働（就学）	外 勤（就 学）		一日 8 時間以上の就労（就学）	9	
				一日 6 時間以上 8 時間未満の就労（就学）	8	
				一日 4 時間以上 6 時間未満の就労（就学）	7	
				一日 4 時間未満の就労（就学）	5	
		自 営	中心者		一日 8 時間以上の就労	9
					一日 6 時間以上 8 時間未満の就労	8
					一日 4 時間以上 6 時間未満の就労	7
			協力者		一日 8 時間以上の就労	7
					一日 6 時間以上 8 時間未満の就労	6
					一日 4 時間以上 6 時間未満の就労	5
2	居宅内労働	自 営	中心者	一日 8 時間以上の就労（世帯主の場合）	9	
				一日 8 時間以上の就労	8	
				一日 6 時間以上 8 時間未満の就労	7	
				一日 4 時間以上 6 時間未満の就労	6	
			協力者	一日 8 時間以上の就労	6	
				一日 6 時間以上 8 時間未満の就労	5	
				一日 4 時間以上 6 時間未満の就労	4	
		内 職	一日 4 時間以上の内職	4		
		3	出 産		切迫流産等で、要安静と診断された場合	9
					産前 8 週間又は産後 8 週間以内の場合	6
4	疾病・障害等	入 院		おおむね 1 ヶ月以上の入院が必要と診断された場合	10	
		居宅療養	ねたきり	疾病や障害により常時ねたきりの状態にある場合	10	
			精神疾患	精神障害者保健福祉手帳所持者	9	
				精神疾患により、保育に著しく支障をきたす場合	8	
			安静加療	おおむね 1 ヶ月以上の安静加療が必要と診断された場合	8	
		通院程度	おおむね 1 ヶ月以上通院加療が必要と診断された場合	5		
		障 害		身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A 所持者	10	
				身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B 所持者	8	
				身体障害者手帳 4 級以下	6	
		5	介 護	常時観察介護	重篤な状態にある入院、ねたきり、認知症による徘徊等全介助が必要な同居親族を常時介護している場合	9
施設への付添介護	訓練施設等に通所している児童に保護者の付添いが必要な場合			8		
その他の介護	上記以外の介護形態の場合			5		
6	災害		震災・風水害・火災その他の災害の復旧に常時あたっている場合	10		
7	その他	就労内定	各労働類型より指数を-2 とする	2~7		
		就労予定	就労先が決まっていない場合	1		

(2) 別表第2 調整指数

NO	区分1	区分2	条件	指数
1	世帯の状況	父子・母子世帯	父(母)の死亡、離別、行方不明等	+10
2		父母がいない世帯	両親の死亡、離別、行方不明等	+5
3		産休・育休	休業終了により職場復帰するもの(休業終了にあたり、市内の認可保育所等への入所申込を行っていたが入所できなかったため、認可外保育施設等に児童を預けて既に就労を開始しているものを含む)	+1
4		兄弟入所	兄弟姉妹が認可保育所に既に入所しているもの(育児休業取得に伴い、市内の認可保育所を退所した児童が再入所する場合を含む)	+1
5		児童の障害	申込みの児童が障害児保育を必要とするもの	+1
6		DV・児童虐待	児童相談所等からの要請により入所に配慮が必要な世帯	+10
7		双子等の同時申請	双子(三つ子以上を含む)の兄弟姉妹が同時に申請しているもの	+1
8		単身赴任	父又は母が単身赴任しているもの	+1
9	親族	64歳以下の祖父母	同居・同一町内に64歳以下の祖父母がいて、就労・病気等の客観資料の提出がないもの	-1
10	就労(就学)状況	18日以上	月の就労実績が18日以上	0
11		15日~17日	月の就労実績が15日~17日	-1
12		15日未満	月の就労実績が15日未満	-2
13		父子・母子世帯の就労予定	父(母)子世帯で就労先が決まっていないもの	+5
14		自営業証明	事業を証明する客観資料のないもの	-1
15	保育状況	認可保育所	つぼみの子保育園、めばえの子保育園、夙川さくらんぼ保育園、段上認定こども園きりん園を卒園する時(卒園する時には、待機期間による指数は加算しない)	+2
16		家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設	家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設に児童を預けているもの	+1
17			家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設を卒園する時、又は年齢が満3歳に達した翌年度	+1
18			家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設が閉所となる時	+1
19		認可外保育施設一時預かり	入所要件がありながら、認可外保育施設や認可保育所の一時預かりに週3日以上児童を預けているもの(就労予定(内定)、育児休業期間は除く)	+1
20	市外の認可保育所	市外の認可保育所に入所している者が転入する場合	+1	
21	待機期間	6ヶ月~11ヶ月	入所要件がありながら、希望保育所に枠が無い等の理由により、入所できず待機している期間(就労予定(内定)、育児休業期間、家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設入所期間は除く)	+1
		12ヶ月以上		+2
22	その他	保育料の滞納	保育料が滞納となっているもの	-5

(2) 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準

1 厚生労働省 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書における具体的な基準の論点

項目	協議内容	(国)専門委員会の報告内容
従事する者 (従つべき基準)	資格について	<p>「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。 省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であって、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための研修を受講した者とする。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・ 保育士 ・ 社会福祉士 ・ 高卒等の者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの ・ 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校） ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めたる者等
員数 (従つべき基準)	具体的な最低人数について	職員は 2 人以上配置することとし、うち 1 人以上は有資格者とする。
児童の集団の規模 (参酌すべき基準)	複数の集団規模に分割することおよび児童の具体的な人数について	<p>児童の集団の規模はおおむね 40 人までとする。 児童数がおおむね 40 人を超えるクラブについては、1 つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね 40 人規模のクラブへの移行を支援していく。</p> <p>「児童数」の考え方について、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉える。</p>

(西宮市)留守家庭児童育成センター条例など	備 考
<p>【要綱】 下記いずれかの要件を備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士資格を有すること ・ 幼稚園教諭または小学校、中学校もしくは高等学校の教員免許を有すること ・ 児童の遊びを指導する者（児童福祉施設最低基準第38条）の資格を有すること 	-
<p>【要綱】 <u>定員 40 人の施設：2 人</u> <u>定員 60 人の施設：3 人</u> ただし、利用児童が 45 人以上の場合。 利用児童が 45 人未満の場合は 2 人。</p>	職員数については本市の現行基準のうち有資格者数については、保育士等の資格所持者確保の観点から、(国)専門委員会の報告内容に沿った基準で条例化することを検討している。
<p>【条例】 <u>60 人を超えない範囲内</u>において市長が定める。 市長が特に必要と認めるときは、60 人を超えて定員を定めることができる。</p>	利用児童数が増加傾向にあり、指導員の確保、施設の増設の両面から全ての育成センターの定員を 40 名以下にすることは難しく、本市の現行制度に沿った基準で条例化することを検討している。

項目	協議内容	(国)専門委員会の報告内容
施設・設備 (参酌すべき基準)	専用室・専用スペースについて	<p>専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉える。</p> <p>面積については、児童1人当たり1.65㎡を満たしていないクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねていけるよう、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。</p> <p>面積要件の算定の基礎となる「児童数」について、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。</p>
	その他の設備について	<p>静養スペースを設けることとし、静養スペースの設置の方法は、子どもの安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとするべきである。</p> <p>高学年の受け入れについて、対象年齢に相応しい遊具、図書などの備品等についても適切に対応することが望ましい。</p>
開所日数 (参酌すべき基準)	開所日数について	<p>開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に、学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とする。</p> <p>ただし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>
開所時間 (参酌すべき基準)	開所時間について	<p>開所時間は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。</p> <p>ただし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>
一般原則など (参酌すべき基準)	他の児童福祉事業などで定められている基準の内容について	<p>「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」などについて省令上に定める。</p> <p>安全管理、おやつなどによるアレルギー対策等の運用上の留意点などについて、新たに策定するガイドラインなどで示す。</p>

(西宮市)留守家庭児童育成センター条例など	備 考
<p>【要綱】 <u>児童1人あたり概ね1平方メートルを確保する</u>ように努める。 <u>待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、育成室で児童1人当たり1.1平方メートル以上を確保できる人数まで利用させる事ができる。</u></p>	<p>本市の利用状況から児童1人当たり1.65㎡の確保について早期に解決することは難しい。本市の現行基準にそって条例化し、改善に向けた努力を行うことを検討している。</p>
<p>-</p>	<p>静養スペースの設置方法については、早急に検討することとする。</p>
<p>【規則】 休所日 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日および12月29日から12月31日まで</p>	<p>-</p>
<p>【規則】 小学校の授業日 下校時から午後5時まで（午後7時まで延長あり） 小学校の休業日 午前8時30分から午後5時まで （土曜日を除き午後7時まで延長あり）</p>	<p>-</p>
<p>【要綱】 「保護者、小学校等との連携等」との関係において、育成センターごとに運営委員会を設置する。</p>	<p>-</p>

2 報告書に記載されたその他の論点

協議内容	(国)専門委員会の報告内容
<p>利用手続について 児童福祉法に特段の定めがないため、 どう考えるか。</p>	<p>国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでど おり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定 め、実施する。</p>
<p>あっせん、調整などの実施について</p>	<p>市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把 握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行 っていく必要がある。 あっせん・調整等を行う場合として、クラブと市町村とが 密接に連携し、その保護者に対し定員に達していないクラ ブを紹介する等の方法が考えられる。</p>
<p>優先利用について</p>	<p>利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応する ことも考えられる。 優先的に受け入れるべき児童の考え方 ・ひとり親家庭の児童 ・生活保護世帯の児童 ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童 ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要 な児童 ・障害を有する児童 ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と 考えられる児童</p>
<p>高学年の受入れについて 高学年を必ず受け入れなければならない いか。</p>	<p>児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すも のであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができる ように、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義 務化したものではない。 市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で事業などを 計画的に実施することとされているので、必要な者が支援 を受けられるよう、市町村において整備を進めていくこと が必要である。</p>
<p>放課後子ども教室などとの連携について 放課後児童クラブ以外にも、放課後の 子どもの居場所を確保するための事業 などが行われており、放課後子ども教 室や児童館との連携・一体的な事業の 実施について、どう考えるか。</p>	<p>放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にあるい は連携して実施する総合的な放課後対策を推進しており、 放課後子ども教室と連携しているクラブは、年々増加して いる。 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地 域における放課後の子どもの居場所であり、自治体におけ る所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方につい て共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進す ることが望まれる。</p>
<p>放課後児童健全育成事業として行わない 類似の事業について 放課後児童健全育成事業として行わ ない学童保育をどう取り扱うか。</p>	<p>放課後児童クラブの利用希望保護者が、児童福祉法上の 「放課後児童健全育成事業」か、類似の事業であるかを正 確に理解した上で、適切に選択できるように、市町村にお いて届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運 用上の工夫が必要である。</p>

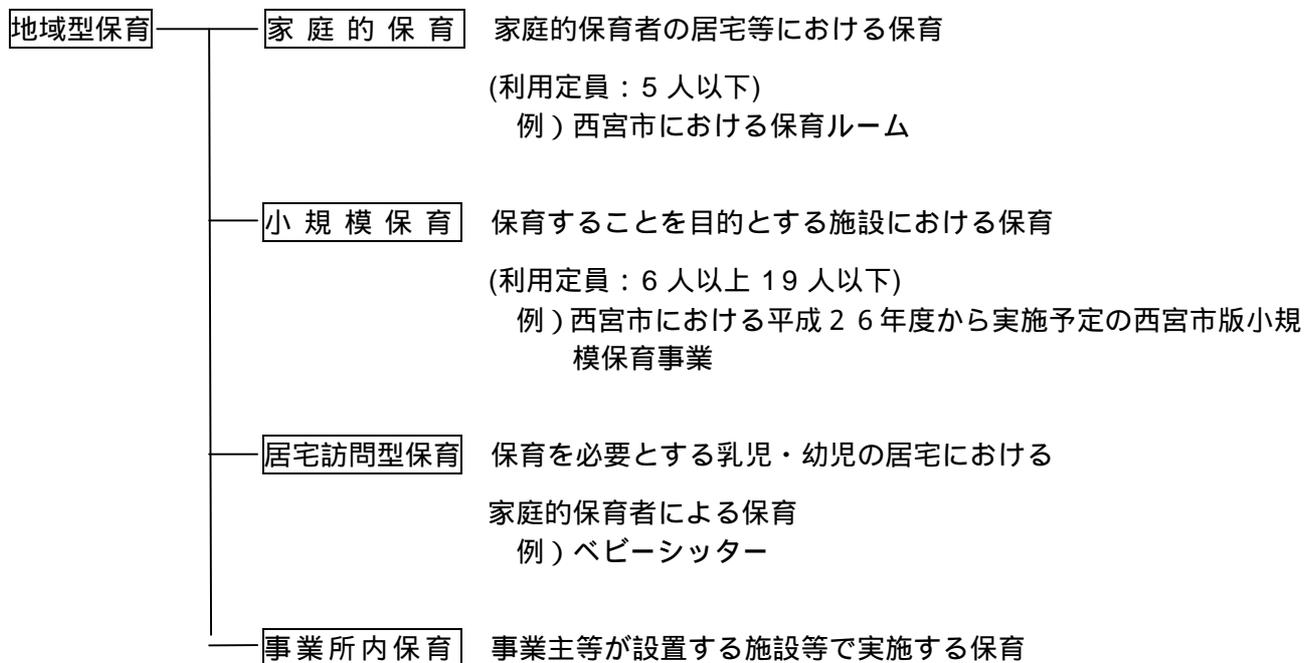
3 西宮市立留守家庭児童育成センターの施設概要

育成センター	定員 (人)	施設形態			面積 (㎡)			最大受 入人数 (人)	利用申請者数(人)			待機人数 (人)	
					建物	育成室	児童1人		5/1付	8/1付	12/1付		
1 鳴尾東	60	学校内	専用施設	1階部分	118.42	80.50	1.34	78	73	84	66	8/1：待機 4人 他センター受入 2人	
2 甲子園浜	第1	40	学校内	専用施設	平屋建	67.70	52.11	1.30	51	35	40	35	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	104.97	67.21	1.68	64	35	41	33	
3 香櫛園	第1	40	学校外	専用施設	2階部分	125.74	65.34	1.63	63	55	55	51	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	72.51	53.03	1.33	51	49	49	45	
4 春風	第1	40	学校内	専用施設	1階部分	79.38	60.50	1.51	58	41	40	39	
	第2	60	学校内	専用施設	2階部分	90.72	77.07	1.28	75	56	62	55	
5 瓦林	第1	40	学校内	専用施設	2階部分	63.40	52.02	1.30	50	71	73	32	5/1：他校余裕教室受入 21人 8/1：他校余裕教室受入 23人 (第2センターはH25.12.1開設)
	第2	40	学校外	専用施設	平屋建	92.21	65.93	1.65	63			32	
6 上ヶ原南	60	学校内	専用施設	平屋建	84.05	66.25	1.10	65	46	58	45		
7 上甲子園	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	84.05	66.25	1.10	65	0	0	0	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	103.66	72.87	1.82	69	58	63	57	
8 名塩	40	学校内	専用施設	平屋建	69.32	51.03	1.28	50	40	37	27		
9 小松	60	学校内	専用施設	2階部分	98.42	76.95	1.28	75	82	85	73	5/1：待機 3人 他センター受入 4人 8/1：教室受入 10人	
10 甲東	第1	40	学校内	専用施設	1階部分	69.56	52.17	1.30	51	42	44	44	
	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	69.56	52.17	1.30	51	41	43	43	
11 南甲子園	第1	40	学校内	専用施設	平屋建	92.74	72.87	1.82	69	52	56	44	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	100.68	66.25	1.66	63	37	42	36	
12 安井	第1	40	学校内	専用施設	2階建	53.46	43.74	1.09	43	39	43	40	
	第2	40	学校内	専用施設		53.46	43.74	1.09	43	39	43	37	
13 北夙川	60	学校内	専用施設	平屋建	142.62	115.86	1.93	110	57	67	52		
14 樋ノ口	60	学校内	専用施設	2階建	130.00	90.05	1.50	87	73	87	69		
15 鳴尾	60	学校内	専用施設	1階部分	95.31	74.34	1.24	73	37	39	32		
16 鳴尾北	第1	60	学校内	専用施設	1階部分	97.78	75.80	1.26	74	48	55	48	
	第2	60	学校内	専用施設	2階部分	92.74	75.80	1.26	74	46	51	44	
17 高木	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	98.54	75.36	1.26	73	52	52	47	
	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	92.71	62.04	1.55	60	42	41	37	
18 段上	60	学校内	専用施設	平屋建	84.05	68.32	1.14	67	49	61	52		
19 津門	第1	60	学校内	専用施設	2階部分	92.21	72.01	1.20	70	37	38	39	
	第2	60	学校内	専用施設	平屋建	92.74	72.87	1.21	71	35	37	37	
20 用海	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	91.09	66.27	1.10	65	42	52	42	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	106.10	66.27	1.66	63	37	44	32	
21 広田	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	92.74	72.87	1.21	71	40	46	43	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	110.59	72.87	1.82	69	44	50	47	
22 神原	60	学校内	専用施設	平屋建	100.83	73.70	1.23	72	68	73	62	8/1：待機 1人	
23 瓦木	40	学校内	専用施設	2階部分	68.04	56.70	1.42	55	49	53	44		
24 平木	60	学校内	専用施設	1階部分	103.95	69.30	1.16	68	47	51	46		
25 浜脇	第1	60	学校内	専用施設	2階部分	97.07	71.50	1.19	70	48	55	47	
	第2	40	学校内	専用施設	1階部分	62.07	44.00	1.10	43	35	38	36	
	第3	60	学校内	専用施設	平屋建	119.64	79.60	1.33	77	51	55	51	
26 上ヶ原	第1	40	学校内	専用施設	1階部分	68.04	52.17	1.30	51	40	42	39	
	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	68.04	52.17	1.30	51	40	40	37	
27 高須西	60	学校外	専用施設	平屋建	87.48	69.66	1.16	68	46	53	43		
28 今津	60	学校内	専用施設	平屋建	83.63	65.74	1.10	65	59	61	56		
29 段上西	60	学校内	専用施設	平屋建	90.72	73.71	1.23	72	66	72	66		
30 深津	60	学校内	専用施設	1階部分	97.90	73.83	1.23	72	43	45	38		
31 甲陽園	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	92.75	72.87	1.21	71	45	49	43	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	97.41	66.25	1.66	63	48	49	48	
32 夙川	60	学校内	専用施設	平屋建	92.74	72.87	1.21	71	52	63	50		
33 高須	第1	60	学校内	専用施設	1階部分	130.02	74.76	1.25	73	33	36	35	
	第2	60	学校内	専用施設	2階部分	130.02	74.76	1.25	73	34	36	34	
34 大社	第1	40	学校内	専用施設	1階部分	61.75	50.05	1.25	49	29	31	31	
	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	61.75	46.15	1.15	45	31	33	32	
35 北六甲台	60	学校内	専用施設	平屋建	98.98	77.76	1.30	76	58	62	54		
36 生瀬	40	学校内	専用施設	2階部分	65.65	53.95	1.35	52	47	52	46		
37 山口	60	学校内	専用施設	平屋建	105.16	86.11	1.44	83	43	45	38		
38 東山台	第1	40	学校内	専用施設	平屋建	70.86	53.02	1.33	51	38	53	44	8/1：待機 2人
	第2	40	学校内	専用施設	1階部分	69.56	52.17	1.30	51	33	35	31	
39 西宮浜	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	69.56	52.17	1.30	51	0	0	0	
	第3	40	学校内	専用施設	平屋建	96.45	52.17	1.30	51	32	36	31	
40 苦楽園	40	学校内	専用施設	1階部分	71.49	52.17	1.30	51	46	51	45		
計	3,040							3,899	2,691	2,947	2,582	5/1：待機 3人 他センター等受入 25人 8/1：待機 7人 他センター等受入 35人	

(3) 小規模保育事業の認可基準

1 地域型保育事業

(1) 地域型保育事業の 4 類型



(2) 従うべき基準

- ・職員の資格、員数(「従事する者及びその員数」)
- ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

(3) 参酌すべき基準

上記以外の事項

特に「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図る。

2 西宮市版小規模保育事業と国の小規模保育事業との対比

項目	小規模保育事業A型（分園型）	小規模保育事業B型（中間型）
対象児童	0歳～2歳児 保育所の空きがない等の事情があれば、 3歳児以上も対象可能。	
定員	6人以上 19人以下	
職員配置	<p>保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない（嘱託医、調理員は連携施設の嘱託医、調理員で代替可。） 保育士の数はア、イにより算出した数に1人を加算した人数以上とする。 ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>ア 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1 イ 3歳児 20：1 4、5歳児 30：1</p>	<p>保育士、保育従事者、嘱託医、調理員を置かなければならない（嘱託医、調理員は連携施設の嘱託医、調理員で代替可。） 保育士、保育従事者の数はア、イにより算出した数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士は、1/2以上とする。 ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>ア 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1 イ 3歳児 20：1 4、5歳児 30：1</p> <p>保育士以外の保育従事者は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者。</p>
健康診断	入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時健康診断を実施すること。 職員の健康診断にあたっては、特に食事を調理する者につき、綿密に注意を払わなければならない。	
設備	<p>2歳未満には、乳児室又はほふく室（3.3㎡以上）調理室又は調理設備、便所を設けること。 2歳以上には、保育室又は遊戯室（1.98㎡以上）屋外遊戯場（3.3㎡以上・公園等でも可）を設けること。 2階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。また、転落防止設備、避難階段を設けること。 消火器、非常警報器具を設けること。</p>	
連携施設	連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）を設置すること。	
給食の提供	原則として、自園調理を行うこと。 ただし、連携施設又は給食搬入施設からの搬入も可。	

小規模保育事業C型（グループ型）	西宮市版小規模保育事業
0歳～2歳児 保育所の空きがない等の事情があれば、 3歳児以上も対象可能。	1歳児～3歳児
6人以上15人以下	10人から15人
<p>家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない（嘱託医、調理員は連携施設の嘱託医、調理員で代替可。）</p> <p>家庭的保育者1人につき、保育できる人数は3人以下。ただし、家庭的保育補助者ととも保育する場合は5人以下。</p> <p>家庭的保育者の要件は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者。</p> <p>家庭的保育補助者の要件は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者。</p> <p>家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（保育事業管理者）を定めること。</p>	<p>家庭的保育者1人につき、保育できる人数は3人以下。また、家庭的保育補助者ととも保育する場合は5人以下。</p> <p><u>ただし、保育時間中は、必ず複数体制をとること。</u></p> <p>家庭的保育者の要件は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した保育士資格者。</p> <p>家庭的保育補助者の要件は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者。</p> <p>家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（保育事業管理者）を定めること。</p>
<p>入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時健康診断を実施すること。</p> <p>職員の健康診断にあたっては、特に食事を調理する者につき、綿密に注意を払わなければならない。</p>	<p>入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時健康診断を実施すること。</p> <p>職員の健康診断は、採用時及び1年に1回の定期健康診断を実施すること。</p> <p>調理従事者には、概ね月1回検便を実施すること。</p>
<p>保育を行う部屋（3.3㎡以上）調理室又は調理設備、便所を設けること。</p> <p>2歳以上には、屋外遊戯場（3.3㎡以上・公園等でも可）を設けること。</p> <p>2階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。また、転落防止設備、避難階段を設けること。</p> <p>消火器及び非常警報器具を設けること。</p>	<p>保育室（3.3㎡以上）調理設備、便所を設けること。</p> <p>屋外遊戯場（公園等でも可）を設けること。</p> <p>2階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。また、転落防止設備、避難階段を設けること。</p> <p>消火器及び非常警報器具を設けること。</p>
<p>連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）を設置すること。</p>	<p>連携保育所（<u>市内の民間・公立保育所</u>）を設置すること。</p>
<p>原則として、自園調理を行うこと。</p> <p>ただし、連携施設又は給食搬入施設からの搬入も可。</p>	<p><u>自園調理を行うこと（外部搬入を認めない）。</u></p>

(4) 幼保連携型認定こども園の認可基準

1 国の基本的な考え方

(1) 従うべき基準

- ・学級編制及び配置する職員及び員数
- ・主要な設備に関する事項（保育室の床面積等）
- ・重大な運営に関する事項

(2) 具体的な方針

- ・幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は、高い基準を引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考とする。

(3) 既存施設からの移行の特例に関する考え方

ア 現行の幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園からの移行

現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、現行における既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園・保育所の基準に関する特例を下回らない制度を基本とする。

施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容などを改めて検討することとする。

- ・事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮して特例を設ける。
- ・物理的な制約がない「学級編制・職員」、「運営」については、移行特例を設けない。

イ 現行の幼保連携型認定こども園からの移行

新たな基準に適合するよう努めることを前提として、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。

- ・事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
- ・物理的な制約がない「学級編制・職員」、「運営」については、新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準を適用する。

施設の設置パターン		認可基準の取扱い	
新設	新規に幼保連携型認定こども園を設置	幼稚園又は保育所の高い基準を原則とする。	
移行	既存の幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園からの移行	設備	既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮して特例を設ける。
		その他	特例を設けない。
	既存の幼保連携型認定こども園からの移行	設備	現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
		その他	新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準を適用する。（特例を設けない。）

2 協議事項

(1) 新設の幼保連携型認定こども園

項目	協議内容	国が検討している対応案
学級編制	<p>満3歳以上の幼児教育過程に係る時間は幼稚園と同様にするか。</p>	<p>保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上のこどもの教育過程に係る教育時間は、学級を編制する（年度の初日前日に同年齢の子どもで編制する。）</p> <p>1号認定子どもと2号認定子どもを一体的に学級編制することを基本とし、弾力的取扱いを認める。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3：1</p> <p>1・2歳児 6：1</p> <p>（長時間利用児）3歳児 20：1</p> <p>4・5歳児 30：1</p> <p>（短時間利用児）3～5歳児 35：1</p> <p>（共通利用時間利用児）3～5歳児 35：1</p>
	職員資格	<p>園長等の資格 認定こども園固有の能力要件を求め、かつ、教諭免許状及び保育士資格を有し、教育職若しくは児童福祉事業の一定の経験がある者又は同等の資質を有する者を原則とするか。</p>
<p>その他の職員の配置 園長を補佐する副園長又は教頭をおくよう努めることとするか。 主幹保育教諭等必要な職員は幼稚園と同様とし、調理員は保育所と同様とするか。</p>		<p>その他の職員の配置 副園長や教頭のいずれかを置くように努めることとする。 主幹保育教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くように努めることとする。 調理員は、必置とする（ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。）</p>
<p>短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い 保育教諭の常勤・非常勤の取扱いを幼稚園と同様とすることを基本とするか。 ただし、3歳未満児の対応について保育所の取扱いを踏まえるか。</p>		<p>短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い 保育教諭等は、常勤とすることとし、講師については短時間勤務ができることとする。</p>
設備	<p>建物および附属設備の一体的設置 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接することを求めるか。</p>	<p>建物および附属設備の一体的設置 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む。）を前提とする。</p>
	<p>保育室等の設置 満2歳以上の園児を受け入れる場合における保育室、遊戯室の要否。 特別な事情がある場合における保育室と遊戯室の兼用の可否。 満2歳未満の園児を受け入れる場合における乳児室又はほふく室の要否。 職員室、便所、保健室又は医務室の要否。</p>	<p>保育室等の設置 0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上：保育室、遊戯室は必置。 ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。 3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。 職員室、保健室、便所は必置。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3～5歳児: (長時間利用児) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 (短時間利用児) <u>3歳児 25:1 (国基準を加重)</u> 4・5歳児 35:1 (共通利用時間の学級編制) <u>3歳児 25:1 (国基準を加重)</u> <u>但し、3歳児について1学級25人を超える場合、</u> <u>各学級ごとに専任の教諭1人を加算。</u> 4・5歳児 35:1	乳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 <u>20:1</u> <u>(国基準を加重)</u>	(学級編制) 一学級の幼児数は、4・5歳児につ いて35人以下を原則とする <u>3歳児について</u> <u>・25:1を原則とする。</u> <u>・1学級25人を超える場合、</u> <u>各学級ごとに専任の教諭1人</u> <u>を加算すること(国基準を加重)。</u>
教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的 に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者。	—	教諭免許状(専修・1種免許状)を 有し、かつ5年の教育職経験ま たは、10年の教育職経験。 同等の資質を有する者も可能。
—	保育士 嘱託医 調理員 (但し、調理業務の全部委託の場合、 不要。)	各学級に少なくとも専任の主幹 教諭、指導教諭又は教諭を1人 必置。 <u>3歳児について1学級25人を</u> <u>超える場合、各学級に専任の教諭</u> <u>1人を加算すること(同上)。</u>
—	保育士について、クラスに1人は、 常勤であることが原則。	教諭等の職は常勤が前提。 講師は常時勤務に服さないこと ができる。
建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合、 教育・保育の適切な提供、および移動時の安全の確保、要 件を満たす必要がある。	— (一体的設置を想定。)	— (一体的設置を想定。)
0・1歳 乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上 保育室または遊戯室は必置。	0・1歳 乳児室またはほふく室、医務室、便 所は必置。 2歳以上 保育室または遊戯室、便所は必置。	職員室 保育室 遊戯室 保健室 便所 特別な事情がある場合、保育室と 遊戯室、職員室と保健室の兼用可 能。 保育室の数は、学級数を下らない こと。

項目	協議内容	国が検討している対応案
設備	<p>特別な事情がある場合における職員室と保健室の兼用の可否。</p>	<p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能。</p>
	<p>保育室等の設置階 園舎の階数を幼稚園と同様とすることを原則とするか。 保育室等の設置階は、保育所と同様、上乗せの耐火防火の基準により2階以上を可とするか。</p>	<p>保育室等の設置階 園舎の階数は2階建以下が原則。 地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。 園舎が耐火建造物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。 満3歳以上の子どもの保育室などは、3階以上の設置は不可。 ただし の例外を満たす場合、3階以上の設置を認める。 満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建造物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p>
	<p>園舎・保育室等の面積 園舎面積は、次の要件の合計面積を最低基準とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児にかかる面積は、幼稚園基準による面積（ただし、保育室・遊戯室の面積は、保育所基準とし、保育室・遊戯室の数は幼稚園の基準とする。） ・満3歳未満の園児について、保育所基準による面積。 	<p>園舎・保育室等の面積 園舎の面積（満3歳未満の子どものに係る保育の用に供する部分を除く。）は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園基準 <ul style="list-style-type: none"> 1学級：180㎡、2学級：320㎡、 3学級以上：1学級につき100㎡増 ・乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ ・保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡
	<p>運動場等の設置・面積 運動場の必置、園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とするか。 屋上の取り扱い等例外の措置も検討するか。 以下の面積を合計した面積以上とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 	<p>運動場等の設置・面積 運動場・屋外遊戯場の名称は、「園庭」とし、園庭は必置。 園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とする。 以下の面積を合計した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 <p>子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は不可。 ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入可能。 実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない</p>
	<p>その他の設備 幼稚園と同様とするか。</p>	<p>その他の設備 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
—	乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室 (2階に設置する場合) ・耐火建築物または準耐火建築物 ・待避上必要な設備 ・転落事故防止設備 (3階以上に設置する場合) ・耐火建築物 ・待避上必要な設備 ・転落事故防止設備 ・不燃仕上げ・非常警報設備 ・調理室の防火	2階建以下を原則とする 保育室・遊戯室・便所の設置階は、 園舎が耐火建築物で、幼児の待 避上必要な施設を備える場合、 2階に置くことができる。
園舎の面積 1学級：180㎡、 2学級以上：320+100×(学級数-2)㎡ <u>保育室53㎡以上、遊戯室(原則専用)100㎡を 確保する(国基準を加重)。</u> 居室の面積 (0・1歳児) 乳児室1人につき1.65㎡、 ほふく室1人につき3.3㎡ <u>但し、保育に欠けない子ども1人につき1.65㎡。</u> (2歳児) 保育室または遊戯室1人につき1.98㎡ <u>但し、保育に欠けない子ども1人につき1.65㎡。</u> (3～5歳児) 保育室または遊戯室1人につき1.98㎡	乳児室及びほふく室 <u>1人につき3.3㎡</u> 保育に必要な用具を備えること。 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡ 保育に必要な用具を備えること。	園舎の面積 1学級：180㎡、 2学級以上： 320+100×(学級数-2)㎡ <u>保育室53㎡以上、遊戯室(原則 専用)100㎡を確保する(国基準 を加重)。</u>
下記 と を比較して大きくなる方の基準を採用する。 ・保育所基準(2歳児以上1人につき3.3㎡) ・幼稚園基準()に2歳児1人につき3.3㎡を加算 2学級以下：330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡ 一定の条件(安全な利用、日常的な利用時間の確保、教 育及び保育の適切な提供、上記面積基準を満たす場所) の下で、近隣の公園等付近にある適当な場所で代替可能。 国の基準に移動の安全確保を加える。	屋外遊戯場は、必置。 ただし、乳児又は満3歳に満たない幼 児のみを入所させる保育所で、当該保 育所の付近に代替地がある場合は不 要。 屋外遊戯場の面積 (2歳児以上)施設内設置 : 1人つき3.3㎡	運動場は、必置。 原則として同一の敷地内又は隣 接する位置に設ける。 面積 2学級以下： 330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上： 400+80×(学級数-3)㎡
—	—	飲料水設備、手洗用設備、足洗用 設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び 場、幼児清浄用設備、図書室、会 議室は設置に努める。

項目	協議内容	国が検討している対応案
運営	<p>平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 保育所と同様とするか。</p>	<p>平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 基本的に保育所と同様とする。</p>
	<p>教育時間・保育時間等 1日の教育時間・毎学年の教育週数等は幼稚園と同様とするか。 1日の開園時間・保育時間は保育所と同様とするか。 夜間保育所等は1日の教育時間の確保を弾力的な取扱いを認めるか。</p>	<p>教育時間・保育時間等 1年の開園日数：日曜日・祝日を除いた日 1日の開園時間：原則11時間 開園日数・開園時間は地域の実情に応じて弾力的取扱い可能。 満3歳以上の子どもの1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の子どもの教育週数：39週を下回らない。 学期の区分、長期休業日を設ける。 1日の教育時間の確保について、夜間保育などの状況に配慮し、 を弾力的な取扱いを認める。</p>
	<p>調理室の設置・食事の提供 調理室は必置とするか。 例外として、給食の外部搬入を認める場合に 必要な調理設備を検討するか。 保育を必要とする園児は保育所と同様とするか。</p>	<p>調理室の設置・食事の提供 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 食事提供を求める2号認定・3号認定子どもに対して、園の行事 などの際の弁当持参を認める弾力取扱い可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための 加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供の範囲は、2号認定・3号認定子どもとし、1号認定子 どもへの食事提供は園の判断とする。 自園調理の場合、原則として調理室を設置する。 食事提供をする子どもが20人未満である場合、調理室ではな く提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>
	<p>園児要録・出席簿 園児要録、出席簿を作成することとし、作 成対象園児について検討するか。 転入園・進学に際し、抄本または写しを進 学先に送付することとするか。</p>	<p>園児要録・出席簿 すべての在園する子どもについて、園児要録、出席簿を作成す る。 転園・進学に際し、園児要録の抄本または写しを転園先・進学 先に送付する。</p>
	<p>研修等 法律事項以外について、保育所及び現行認 定こども園と同様とするか。</p>	<p>研修等 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は必要な知識お よび技能の修得などに努める。 施設は、職員に対して研修の機会を確保し、資質向上などを図 らなければならない。</p>
	<p>職員会議 幼稚園と同様とするか。</p>	<p>職員会議 幼稚園と同様に、職員会議を置くことができる。</p>
	<p>運営状況評価 運営に関する自己評価・結果公表の義務を 課すか。 関係者評価・第三者評価のいずれかの実施 とその結果公表を努力義務とするか。</p>	<p>運営状況評価 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報 告を義務づける。 関係者評価・第三者評価をいずれも実施するよう努力義務とす るか。</p>
	<p>苦情解決 保育所と同様とするか。</p>	<p>苦情解決 保育所と同様に、苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付 窓口の設置などの必要な措置を講じなければならない。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
—	平等原則 秘蔵保持 虐待などの禁止 懲戒に係る権限の濫用禁止	—
開園日数及び開園時間： 保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定める。 満3歳以上の子ども 短時間利用児及び長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 1日の保育時間：原則8時間 地域における家庭状況などを考慮して定める。	1年の開所日数： 日曜日・祝日を除いた日 1日の開所時間：原則11時間 1日の保育時間：原則8時間 地域における家庭状況などを考慮して定める。	1日の教育時間：(標準)4時間 教育週数：39週を下回らない。 学期の区分・長期休業日を設ける。
保育に欠ける子ども・欠けない子どもを問わず保育所部分のすべての子どもに食事を提供することが望ましい。 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 ・管理者による必要な注意を果たす体制 ・栄養士による必要な配慮 ・受託者の適切な能力 ・幼児の状況に応じた食事提供 ・食育計画に基づく提供 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 ただし、保育に欠けない子どもについて、外部搬入可能。 弁当持参は不可。調理室は必置。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。	すべての子どもに食事を提供する。 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 弁当持参は不可。 調理室は必置。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。	給食施設を備えるように努める。 提供方法に関する規定なし。
こども要録を作成する。 こども要録を就学先の小学校に送付する。	入所している者の処遇の状況を明らかにする書類を整備しなければならない。 保育要録(子どもの育ちを支えるための資料)を作成し、就学先の小学校に送付されるようにする。	指導要録(児童等の学習及び健康の状況を記録した書類)・出席簿を作成する。 指導要録の抄本または写しを進学先・転園先に送付する。
教育及び保育に従事する職員の資質向上等が図られなければならない。	職員は必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	—
—	—	職員会議を置くことができる。
子どもの視点に立った自己評価・外部評価などを行い、結果公表などを通じて教育及び保育の質の向上に努める。 子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えなければならない。	運営の内容について、自己評価の実施・結果公表は努力義務。 第三者評価事業の受審推進。	自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は義務。 自己評価を踏まえた学校関係者評価の実施・結果公表は努力義務で実施の場合設置者に報告義務。
保護者からの苦情に適切に対応するため必要な措置を講じなければならない。	苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口の設置などの必要な措置を講じなければならない。	—

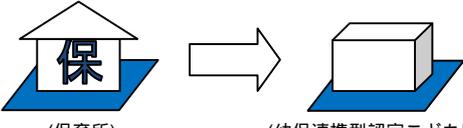
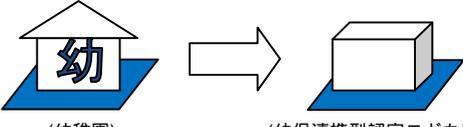
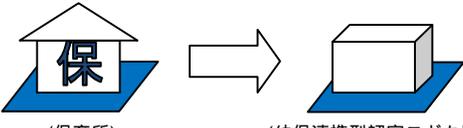
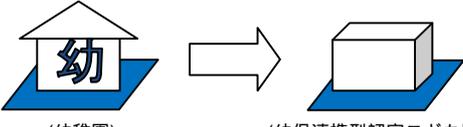
項目	協議内容	国が検討している対応案
運営	家庭・地域との連携、保護者との連絡 幼稚園、保育所、現行認定こども園について、 すべて包含する内容とするか。	家庭・地域との連携、保護者との連絡 幼稚園、保育所、認定こども園について、すべて包含する内容を規定する。
	健康診断 保育所と同様とするか。	健康診断 保育所と同様に、健康診断は少なくとも1年に2回行う。
	感染症に係る臨時休業・出席停止 幼稚園と同様であるが、保育を必要とするこどもが在籍していることに伴う配慮を検討するか。	感染症に係る臨時休業・出席停止 学校保健安全法が準用され、感染症の予防上必要があるときは臨時休業をすることができ、また感染症に罹っているなどの場合は出席を停止させることができる。 感染していない保育を必要とするこどもへの配慮を別途検討する。
	子育て支援 現行の認定こども園と同様とするか。	子育て支援 具体的な事業の種類・内容やその運営基準について、公定価格の議論と合わせて検討する。

(2) 既存施設からの移行特例

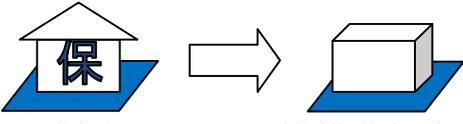
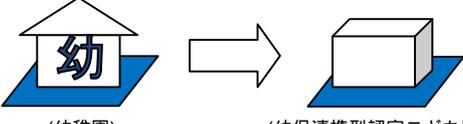
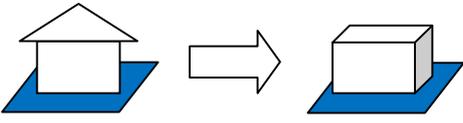
項目	対象施設	国が検討している対応案
建物および附属設備の一体的設置	<p>幼稚園・保育所を廃止し、同土地・施設を活用して幼保連携型認定こども園を設立する場合</p> <p>(幼稚園または保育所) → (幼保連携型認定こども園)</p>	<p>以下の要件をすべて満たす場合、建物およびその附属設備が同一の敷地内に無い場合であっても設置可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の適切な提供が可能であること ・子どもの移動時の安全が確保されていること ・それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備を有していること <p>(なお、既存の幼稚園または保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。)</p>
職員室の設置	<p>保育所からの移行</p> <p>(保育所) → (幼保連携型認定こども園)</p>	<p>移行特例はなし。</p> <p>新たな幼保連携型認定こども園は、単一の施設となり、職員室1つが必置となるため兼用の移行特例は不要。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。	地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容について説明の努力義務。 保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務。	家庭・地域との連携協力の努力義務。 学校運営状況に関する情報の積極的提供義務。 学校評議員を置くことができる。
—	少なくとも1年に2回行う。	毎学年、6月30日までにを行う。 (通常年1回)
—	—	学校保健安全法が準用され、感染症の予防上必要があるときは臨時休業をすることができ、また感染症に罹っているなどの場合は出席を停止させることができる。
相互交流の場の開設などによる情報提供・相談支援 地域の家庭に対する情報提供・相談支援 一時預かり的な事業 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体などとの連絡・調整 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言	市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行う。 保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。	家庭および地域における教育の支援に努める。

新設の場合の対応案	現行の移行特例など
(前掲：22ページ) 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む。)を前提とする。	(認定こども園設備運営基準) 以下の要件をすべて満たす場合、建物およびその附属設備が同一の敷地内に無い場合であっても設置可能。 ・教育・保育の適切な提供が可能であること ・子どもの移動時の安全が確保されていること
(前掲：22ページ) 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。 特別な事情がある場合(養護教諭が置かれていない場合など子どもの管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合)は、職員室と保健室の兼用可能。	保育所が新たに幼稚園を設置し、または移転させる場合の当該幼稚園(平成18年9月15日付文科省厚労省課長通知) 職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には、兼用を認める取扱いとして差し支えない。 2施設で構成されているため双方において職員室相当の部屋が設置されている場合も想定されており、特例はそれらの兼用を認めている。

項目	対象施設	国が検討している対応案
園舎・保育室等の面積	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所 これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準(子ども1人つき1.98㎡)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p>
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園 ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が幼稚園基準(1学級:180㎡など)以上である場合、保育所設備運営基準の保育室または遊戯室の面積(子ども1人つき1.98㎡)の規定を適用しないことができる。</p>
保育室等の設置階	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所 ・これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>保育室などの2階設置 保育室・乳児室・ほふく室・遊戯室・便所の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可能。</p> <p>保育室などの3階以上設置 新基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室などの3階以上の設置を認めているため、移行特例なしとする。</p>
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園 ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>保育室・遊戯室・便所の設置階 園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備える場合、2階に置くことができる。</p> <p>現行の幼稚園基準と同内容の特例を新設する。</p>

新設の場合の対応案	現行の移行特例など
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園基準 <ul style="list-style-type: none"> 1学級：180㎡、2学級：320㎡、 3学級以上：1学級につき100㎡増 ・乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡ </p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準(子ども1人につき1.98㎡)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> <hr/> <p>(児童福祉施設設備運営基準)</p> <p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が幼稚園基準以上である場合、保育所設備運営基準の保育室または遊戯室の面積(子ども1人につき1.98㎡)の規定を適用しないことができる。</p>
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建造物で、待避設備等を備える場合、2階に設置可能。</p> <p>満3歳以上の子どもの保育室等は、3階以上の設置は不可。</p> <p>ただし、一定の条件を満たす場合、3階以上の設置を認める。</p> <p>満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建造物で、待避設備等を備える場合、3階以上に設置可能。</p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>保育室などの2階設置</p> <p>保育室・遊戯室・便所の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可能。</p> <p>保育室などの3階以上設置</p> <p>園舎が耐火建築物であり、保育所基準(待避上必要な設備など)を満たしていれば、設置可能。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">—</p>

項目	対象施設	国が検討している対応案				
運動場等の設置・面積	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。) 	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場および運動場の面積が保育所基準(子ども1人につき3.3㎡)以上である場合、幼稚園設置基準を満たさなくてもよい。</p>				
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。) 	<p>園庭の面積が幼稚園基準の面積と、満2歳の幼児について保育所基準の面積とを合算した面積以上であるときは、保育所の面積に関する基準を適用しないことができる。</p>				
代替地・屋上の取扱い	<p>幼稚園または保育所からの移行</p>  <p>(幼稚園または保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園または保育所</p> <p>これまでの運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。</p> <p>幼稚園または保育所を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内または隣接する位置にある園庭などで確保できない場合、満2歳の子どもの必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件全てを満たす場合は代替地・屋上の面積算入を認める。</p> <table border="1" data-bbox="782 1355 1484 1702"> <thead> <tr> <th data-bbox="782 1355 1133 1400">代替地</th> <th data-bbox="1133 1355 1484 1400">屋上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="782 1400 1133 1702"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 </td> <td data-bbox="1133 1400 1484 1702"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	代替地	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p>
代替地	屋上					
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p>					

新設の場合の対応案	現行の移行特例など
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>以下の面積を合計した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積 <p>保育所基準：1人につき 3.3 m²</p> <p>幼稚園基準</p> <p>2 学級以下：330 + 30 × (学級数 - 1) m²</p> <p>3 学級以上：400 + 80 × (学級数 - 3) m²</p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場および運動場の面積が保育所基準(子ども1人につき 3.3 m²)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> <hr/> <p>(児童福祉施設設備運営基準)</p> <p>屋外遊戯場および運動場の面積が幼稚園基準の運動場面積と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積とを合算した面積以上であるときは、保育所の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができる。</p>
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は不可。</p> <p>ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入可能。</p> <p>実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない</p>	<p>代替地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できる場所 ・利用時間を日常的に確保できる場所 ・教育および保育の適切な提供が可能な場所 ・保育所基準による屋外遊戯場面積 <p>を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。</p> <hr/> <p>屋上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・保育所保育指針の保育内容の効果的な実施 ・屋上施設として便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>を満たせば、屋上を含む取り扱いとすることができる。</p>

西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画) 平成24年度進捗状況報告書

目次

1、	目標事業量(特定項目)の進捗状況	1
2、	基本目標ごとの事業数	3
(1)	実施事業数及び事業数の推移	3
(2)	基本目標別・方向性別の事業数	4
3、	計画全体にかかる評価指標	4
4、	基本目標別の評価指標及び重点施策	5
	基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり	5
	基本目標2 母と子の健康を支えるまちづくり	11
	基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	15
	基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり	19
	基本目標5 子育て家庭にやさしいまちづくり	24
	基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	27
5、	重点施策別事業の目標達成状況一覧	32
6、	基本目標別の目標達成状況	33

1、目標事業量(特定項目)の進捗状況【計画書 P37】

番号	事業名	事業内容	単位	H26年度 目標事業量	H21年度 (計画当初)
31102	通常保育事業	保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育する。(保育時間:11時間)	箇所数 定員	61 箇所 5,405人	49 箇所 4,290人
31104	低年齢児保育(0~2歳児)	低年齢児(0~2歳児)の保育を行う。	定員	2,122人	1,636人
31203	延長保育事業	認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う。 (延長時間:30分~7時間)	箇所数 定員	57 箇所 1,554人	45 箇所 1,254人
31204	休日保育事業	日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する。	箇所数 定員	2 箇所 10人	0 箇所 0人
31206	病児・病後児保育事業	病気などで集団での保育が困難な小学校3年生までの児童を、家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。	箇所数 定員 人日	2 箇所 20人 5,800人日	1 箇所 2人 580人日
31403	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童育成センター)	保護者が日中就労等のため家庭にいない小学生(主に低学年)に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余剰教室等において、適切な遊びと生活の場を与える。	箇所数 定員	64 箇所 3,220人	58 箇所 2,920人
11302 11303 11305	地域子育て支援拠点事業	主に乳幼児(0~2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連情報の提供や相談等を実施する。(ひろば型) また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施する。(センター型)	センター型 ひろば型 児童館型	1 箇所 20 箇所	1 箇所 10 箇所
11108	一時預かり事業	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する。	箇所数 定員 人日	19 箇所 163人 47,270人日	10 箇所 73人 21,170人日
11106	子育てショートステイ	保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間(1週間程度)児童を預かる。	箇所数	8 箇所	6 箇所
31202	ファミリーサポートセンター	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。	箇所数	1 箇所	1 箇所

本市では、認可保育所の待機児童の解消、その他、延長保育、病児保育などの保育サービスの充実、地域「トワイライトステイ」の3事業については、目標事業量を設定していない。

「特定保育」 保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な就学前児童に対して、週2~3日程度、

「夜間保育」 保護者の就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午後10時まで保育を行う。(保育時

「トワイライトステイ」 就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児

実績			今後の取組予定		H26年度目標事業量に対する達成率(%)			
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H21当初 /H26目	H24実績 /H26目	H25予定 /H26目	H26予定 /H26目
50 箇所 4,550人	53 箇所 4,779人	55箇所 5,029人	56箇所 5,359人	59箇所 5,649人	80.3% 79.4%	90.2% 93.0%	91.8% 99.1%	96.7% 104.5%
1,817人	2,017人	2,178人	2,436人	2,678人	77.1%	102.6%	114.8%	126.2%
47 箇所 1,304人	50 箇所 1,379人	53箇所 1,475人	55 箇所 1,543人	59箇所 1,655人	78.9% 80.7%	93.0% 94.9%	96.5% 99.3%	103.5% 106.5%
0 箇所 0人	0 箇所 0人	0箇所 0人	0 箇所 0人	2箇所 10人	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	100.0% 100.0%
1 箇所 2人 580人日	2 箇所 8人 2,320人日	2 箇所 8人 2,320人日	2 箇所 8人 2,320人日	2 箇所 8人 2,320人日	50.0% 10.0% 10.0%	100.0% 40.0% 40.0%	100.0% 40.0% 40.0%	100.0% 40.0% 40.0%
58 箇所 2,920人	59 箇所 2,960人	60箇所 3,000人	62 箇所 3,080人	63 箇所 3,120人	90.6% 90.7%	93.8% 93.2%	96.9% 95.7%	98.4% 96.9%
1 箇所 12 箇所	1 箇所 13 箇所	2箇所 12箇所	2箇所 13箇所	2箇所 15箇所	100.0% 50.0%	200.0% 60.0%	200.0% 65.0%	200.0% 75.0%
11 箇所 82人 23,780人日	11 箇所 82人 23,780人日	12箇所 85人 24,650人日	14 箇所 93人 26,970人日	19箇所 106人 30,740人日	52.6% 44.8% 44.8%	63.2% 52.1% 52.1%	73.7% 57.1% 57.1%	100.0% 65.0% 65.0%
6 箇所	6 箇所	6箇所	6 箇所	8 箇所	75.0%	75.0%	75.0%	100.0%
1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

子育て支援拠点事業の実施場所拡充を優先課題として目標設定しているため、「特定保育」「夜間保育」

又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。

間：午前11時～午後10時)

童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う。

2、基本目標ごとの事業数

(1) 実施事業数及び事業数の推移

基本目標		H21 (計画当初)	H22	H23	H24
1	地域における子育てを支えるまちづくり	92 (14)	94 (14)	91 (14)	91 (14)
2	母と子の健康を支えるまちづくり	55 (2)	55 (2)	55 (2)	54 (2)
3	子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	34 (2)	34 (2)	35 (2)	35 (2)
4	教育環境の充実と健全育成のまちづくり	49 (3)	50 (3)	48 (3)	48 (3)
5	子育て家庭にやさしいまちづくり	14 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)
6	子どもの権利と安全を守るまちづくり	61 (7)	61 (7)	62 (7)	65 (7)
計		305 (28)	308 (28)	305 (28)	307 (28)
実数		277	280	277	279

(注) ()は再掲事業数の内数。事業数は事業の増減を差し引きした後の実施事業数。

【対前年度事業増減数】

事業数	H21 (計画当初)	H22	H23	H24	H24年度において増減した事業			
	277	280	277	279				
増	新規事業				12323	子育てファミリーにこここコンサート事業	文化振興課	
					61318	児童発達支援	障害福祉課	
			4	4	5	61319	医療型児童発達支援	〃
						61320	放課後等サービス	〃
						61321	保育所等訪問支援	〃
	事業引継		1					
事業分離								
計(イ)		5	4	5				
減	事業廃止			5	3	12319	0歳からのコンサート	文化振興課
						21108	妊産婦健康相談	地域保健課
						61309	児童サービス	障害福祉課
	事業引継		1	1				
	事業統合			1				
	事業削除		1					
計(ロ)		2	7	3				
合計(イ+ロ)		3	3	2				

(2) 基本目標別・方向性別の事業数(平成24年度)

基本目標		新規	拡充	見直し・改善	継続	計
1	地域における子育てを支えるまちづくり	5	27 (4)	6 (1)	53 (9)	91 (14)
2	母と子の健康を支えるまちづくり	1	12 (1)	7	34 (1)	54 (2)
3	子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	5	19	1	10 (2)	35 (2)
4	教育環境の充実と健全育成のまちづくり	4	10 (1)	4	30 (2)	48 (3)
5	子育て家庭にやさしいまちづくり	0	1	0	13	14
6	子どもの権利と安全を守るまちづくり	8	8 (4)	2	47 (3)	65 (7)
計		23	77 (10)	20 (1)	187 (17)	307 (28)

(注) 1、事業数は、H24年度における増減を差し引きした後の事業数である。

2、()内は、再掲事業数の内数。

3、計画全体にかかる評価指標

評価指標		方向性	H21年	H22年	H23年	H24年	進捗度	状況
A	出生数	↗	4,673人	4,718人	4,527人	4,452人	×	
	合計特殊出生率	↗	1.30	1.34	1.33	(H26.1頃)		国 H23/1.39 H24/1.41 県 H23/1.40 H24/1.40
B	西宮市における全体的な子育てのしやすさの満足度【次】	就学前	↗	33.1% (H21.1)			38.5%	
		小学生	↗	25.4% (H21.1)			29.3%	

(注) 1、評価指標 A : 統計的なデータ等による数値 (例:出生数)

B : アンケート調査による市民実感等の数値 (例:市民満足度)

2、【次】【総】について

【次】次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のために行ったニーズ調査にある項目。満足度は、「満足である」「まあ満足である」の合計値である。

平成21年1月/後期計画策定のための調査

平成24年7月/後期計画における中間期意識調査

【総】第4次総合計画において設定しているまちづくり指標、又は、「まちづくり評価アンケート」にある項目。満足度の点数は、「とても満足」:6点、「満足」:5点、「まあ満足」:4点、「あまり満足でない」:3点、「満足していない」:2点、「全く満足していない」:1点として点数化したもの。3.5点が平均点である。

「まちづくり評価アンケート調査」

調査時期 第1回/平成21年4月 第2回/平成22年10月 第3回/平成24年6月

3、方向性 現状値を、上げる = ↗ 下げる = ↘ 現状維持 = →

4、進捗度 計画の方向性(目標)に対するH24年度末における進捗度を記載しています。

進んでいる = 余り進んでいない = 進んでいない = ×

4、基本目標別の評価指標及び重点施策

【基本目標1】 地域における子育てを支えるまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 子育て支援サービスの充実								
A	健やか赤ちゃん訪問事業訪問率 (訪問件数/生後2ヶ月の新生児数)	↗	86.5%	88.1%	87.8%	88.5%		市内全域で実施。
B	子育てで困った時などに相談できる相手がいる割合【総】	↗	70.3%	69.7%		68.9%		
	子育てに関して不安感や負担等を感じている割合【次】	就学前 ↘	54.2% (H21.1)			48.6%		
2章 子どもを健やかに育む環境づくり								
A	児童1人当たりの公園面積 (公園面積/18歳未満の人口)	↗	52.40 m ² /人	52.28 m ² /人	54.38 m ² /人	55.59 m ² /人		
B	この1年間に青少年や家族を対象とした活動に子どもが参加したことがある市民の割合【総】	↗	35.92%	41.59%		44.98%		
3章 経済的な支援の充実								
A	児童手当の受給者数 (各年度末現在の数値)	↗	27,737 人	41,610 人	41,281 人	41,288 人		所得制限による特例給付を開始。(H24年6月分から)
B	児童手当や医療助成など経済的支援の取組の満足度【次】	就学前 ↗	46.3% (H21.1)			31.6%	×	
		小学生 ↗	48.1% (H21.1)			23.7%	×	

<進捗度>

計画の方向性(目標)に対するH24年度末における進捗度を記載しています。

進んでいる = 余り進んでいない = 進んでいない = ×

子どもの遊び場・居場所づくり 【P41】

内容

放課後や週末に子どもが家の中だけで過ごすのではなく、地域で様々な活動や体験、交流ができるよう、児童館をはじめ、公民館などの社会教育施設、学校施設などを活用し、地域や関係機関と協力して子どもの遊び場・居場所づくりを充実していきます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	児童館・児童センターの機能強化	児童館・児童センター 【P66】 12104 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/259,292人 H22/281,344人 H23/270,127人 H24/271,030人 保育所と児童館・児童センターの連携 【P113】 11405 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未実施 H22/6館 H23/8館 H24/8館
2	学校体育施設の開放	子どもの遊び場開放事業 【P66】 12106 <方向性> H26 継続 <実績> H21/13.1人日 H22/16.0人日 H23/廃止 学校体育施設の開放 【P114】 12108 <方向性> H26 継続 <実績> H21/622,187人 H22/611,142人 H23/600,741人 H24/565,533人
3	社会教育施設や学校施設を活用した子どもの育成	宮水ジュニア事業 【P66】 12109 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/54講座 H22/59講座 H23/64講座 H24/61講座 放課後子ども教室推進事業 【P66】 12107 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/1か所 21.8人日 H22/1か所 27.5人日 H23/28か所 29.4人日 H23/35か所 39.5人日
4	公園等の遊び場づくり	公園等の整備の推進 【P66】 12102 <方向性> H26 拡充 <実績> 都市公園数 H21/429か所 H22/432か所 H23/459か所 H24/470か所 みやっこキッズパーク 【P66】 12105 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/27,648人 H22/25,312人 H23/24,351人 H24/27,096人

地域での子育てネットワークづくり 【P42】

内容

子育て家庭が地域の中で、安心して子育てができるよう、仲間づくりや居場所づくりを行う子育てサークルや地域団体などの自主活動を促進するため、サークルの立ち上げ支援、行政機関や関係団体をつなぐネットワークの構築などを進めます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	子育てサークルなどの自主活動への支援	子育てサークル支援事業 【P67】 12204 <方向性> H26 拡充 <実績> 登録グループ数 H21/31グループ H22/34グループ H23/32グループ H24/26グループ
2	子ども・子育て支援ネットワークの充実	子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク 【P64】 11407 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> 担当者会議 H21/2回 H22/1回 H23/0回 H24/担当者合同研修会 1回
3	地域団体との連携	「子育て地域サロン」への補助事業 【P67】 12205 <方向性> H26 継続 <実績> H21/34か所 23,830人 H22/35か所 25,913人 H23/35か所 22,149人 H24/39か所 24,154人

総合的な子育て支援体制の充実 【P43】

内容

子育て支援に関する総合的・一元的な案内・相談体制の確立やニーズに応じた情報提供の充実など、庁内における子育て支援にかかる総合調整機能の充実を図り、組織横断的な対応が図れる仕組みづくりをめざします。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	子育て情報の総合的な提供、子育ての情報提供のあり方の検討	<p>情報誌「にしのみや子育てガイド」【P64】 11402 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/6,000冊 H22/6,500冊 H23/14,000冊 H24/9,000冊</p> <p>子育てに関する情報の収集及び提供・発信 【P64】 11408 <方向性> H26 継続 <実績> 子育て総合センターのHPアクセス数 H21/135,371件 H22/151,838件 H23/158,566件 H24/187,278件</p>
2	子育て情報のより効果的な提供	<p>子育て便利マップ(お出かけ編・医療機関編)の発行【P113】 11401 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/ H22/各25,000冊 H23/ H24/各7,000冊</p> <p>ネット等による子育て情報発信事業【P113】 11403 <方向性> H26 拡充 <実績> 子育てポータルサイトHPアクセス数 H21/142,617件 H22/167,492件 H23/125,344件 H24/121,282件</p> <p>母子保健と子育て支援部門の連携【P113】 11406 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/ H22/5か所 H23/5か所・アウトリーチ3か所 H24/アウトリーチ 3か所</p>
3	子育てに関して総合的な対応・調整を行う体制づくり	<p>乳児健康相談【P62】 11205 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/107回 4,668人 H22/110回 4,996人 H23/110回 4,790人 H24/110回 5,305人</p> <p>総合コーディネート【P64】 11409 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/31件 H22/27件 H23/13件 H24/21件</p>

【基本目標2】 母と子の健康を支えるまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況	
1章 子どもや母親の健康の確保									
A	乳幼児健診受診率	4か月	↗	96.2%	96.3%	97.2%	96.4%	未受診者には「未受診児調査票」を送付。未返信者には電話、訪問等により状況を確認。未受診者のうち未把握者へのアプローチについては、関係課と連携しながら対応。	
		1歳6か月	↗	94.1%	95.5%	97.6%	95.3%		
		3歳	↗	87.3%	91.9%	92.0%	93.6%		
B	妊娠・出産時の健康確保や子どもの健診等小児医療の充実への満足度【次】	就学前	↗	33.8%			35.3%		
2章 食育の推進									
B	食育に関心を持っている市民の割合		↗	80.8%			78.1%		
	毎日朝食を食べる子どもの割合	幼児	↗	93.1% (H19)		97.1%			
	健康のために食生活に気をつけている市民の割合【総】		↗	88.3%	88.7%		89.9%		
3章 思春期保健対策の充実									
A	20歳未満人口に占める飲酒・喫煙による少年補導件数の割合(対千人率)	飲酒	↘	0.35‰	0.45‰	0.31‰	0.48‰	×	深夜徘徊の中で無職少年が飲酒により補導されている。小学生からの丁寧な指導が必要。
		喫煙	↘	9.69‰	12.49‰	15.54‰	18.61‰	×	補導された者は高校生が多く、次いで無職少年が多い。小学校からの早い丁寧な指導が必要。
	学校保健委員会(生活実態調査に基づく指導)の開催率		↗	86.9%	88.7%	88.8%	100.0%		
4章 小児医療の充実									
A	乳児死亡率(対千人率)		↘	1.5‰	1.3‰	2.2‰	1.8‰ (概数)	×	(H26.1ごろ確定予定)
B	妊娠・出産時の健康確保や子どもの健診等小児医療の充実への満足度【次】	小学生	↗	25.5% (H21.1)			24.2%		

【重点施策の実施状況】

妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化 【P45】

内容

妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、安全に安心して出産・育児が行えるよう、切れ目のない健康管理や発育・発達への支援体制の構築に取り組みます。また、母子保健の保健分野と子育て支援の福祉分野が相互に連携して一体的な支援体制をめざします。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	妊娠・出産に係る経済支援の充実	特定不妊治療費助成事業 【P70】 21101			
		<方向性> H26 継続			
		<実績> H21/446件	H22/466件	H23/557件	H24/666件
		妊婦健診費助成事業 【P70】 21107			
		<方向性> H26 継続			
		<実績> H21/55,553回	H22/58,191回	H23/57,343回	H24/55,646回
2	保健福祉センターの充実	保健福祉センターの設置・運営 【P71】 21215			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> H21/3か所	H22/4か所	H23/5か所	H24/5か所
		育児発達相談 【P71】 21205			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> 個人 H21/137回	H22/168回	H23/198回	H24/195回
		集団 H21/116回	H22/119回	H23/122回	H24/120回
		マザークラス(母親学級) 【P71】 21111			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> H21/418人	H22/461人	H23/422人	H24/419人
		母子健康手帳の配布 【P119】 21110			
		<方向性> H26 継続			
		<実績> H21/5,267件	H22/5,114件	H23/5,048件	H24/4,896件

項目		主な事業の方向性と実績
3	妊産婦への支援の充実	<p>健やか赤ちゃん訪問事業 【P62】 11107 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/86.5% H22/88.1% H23/87.8% H24/88.5%</p> <p>訪問指導(妊産婦対象) 【P71】 21109 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/837件 H22/977件 H23/986件 H24/1,063件</p> <p>乳幼児健康診査 【P71】 21216、21217、21218 <方向性> H26 拡充 <実績> 受診率 4か月 H21/96.2% H22/96.3% H23/97.2% H24/96.4% 1歳半 H21/94.1% H22/95.5% H23/97.6% H24/95.3% 3歳 H21/87.3% H22/91.9% H23/92.0% H24/93.6%</p> <p>10か月児アンケート健康診査 【P120】 21207 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/88.0% H22/87.8% H23/89.7% H24/90.0%</p>
4	予防接種の効率的な実施	<p>定期予防接種事業 【P71】 21212 <方向性> H26 継続 <実績> 延接種人数 H21/59,648人 H22/74,710人 H23/73,932人 H24/87,940人</p>

食育の推進 【P46】

内容

調理実習や栽培体験など、これまでも各部局で食に関する活動が行われてきましたが、「西宮市食育推進計画(平成22年3月)」に基づき、「食育」という共通認識のもと、本市の特徴を踏まえ、総合的・効果的に食育の推進を図ります。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	母親への食育事業の充実	離乳食講座・幼児食講座・家族でつくる離乳食講座・アレルギー幼児食講座 <方向性> H26 拡充 [P72] 22107 <実績> H21/22回 H22/27回 H23/27回 H24/26回 マザークラス料理教室 [P122] 22106 <方向性> H26 継続 <実績> H21/3回 H22/6回 H23/6回 H24/6回
2	子どもへの体験学習の充実や学校教育での食育の推進	食に関する指導計画の策定 [P73] 22103 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/81% H22/87% H23/100% H24/98% 保育所における食育クッキング [P73] 22204 <方向性> H26 継続 <実績> H21/49か所 H22/50か所 H23/55か所 H24/62か所 幼稚園における食育の取り組み [P73] 22202 <方向性> H26 継続 <実績> H21/21園 H22/21園 H23/21園 H24/21園 学校における食農体験の取り組み [P73] 22201 <方向性> H26 継続 <実績> H21/41校 H22/40校 H23/40校 H24/40校
3	食育に関する普及啓発	食育に関するイベントの開催 [P73] 22104 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/ H22/1回 800人 H23/1回 560人 H24/1回 707人 食育の情報提供 [P73] 22105 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/実施 H22/HP開設(アクセス数 1,015件 H22.12~H23.3) H23/HPアクセス数 3,794件 H24/HPアクセス数 2,464件

【基本目標3】 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 保育サービスの充実								
A	保育所の待機児童数 (各年度4月1日現在)		223人	310人	279人	81人		保育所や保育ルームの整備等により受入れ枠の拡大を図ったが、待機児童の解消にはいたっていない。
	認可保育所における延長保育実施率		91.8%	94.0%	94.3%	96.4%		55施設のうち、53施設で実施。
B	保育所や幼稚園などの保育サービスの充実の満足度 【次】	就学前	50.0% (H21.1)			22.2%	×	
2章 仕事と生活の調和の実現								
A	男女の育児休業取得率	男性	3.0%	2.5%				(次回調査はH25年度の予定)
	【西宮市労働実態基本調査】	女性	67.1%	65.7%				
	育児休業からの復帰計画作成率 【西宮市労働実態基本調査】		3.1%	3.7%				
B	仕事や子育ての両立や男性の育児参加への取組の満足度 【次】	就学前	31.9% (H21.1)			6.1%	×	
		小学生	31.2% (H21.1)			2.1%	×	

【重点施策の実施状況】

保育所の待機児童解消 【P47】

内容

保育所の待機児童解消を最優先課題として位置づけ、待機児童の多い地域や乳幼児の増加が著しい地域など、地域性や年齢を十分に考慮した保育所の整備を進めるとともに、受入枠の拡大や既存の枠組みにとらわれない様々なアプローチを通じて、待機児童の解消に取り組みます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	保育所受入枠の拡充	認可保育所の整備 【P78】 31102			
		<方向性> H26 拡充 <実績> 定員数 H21/4,290人 H22/4,550人 H23/4,779人 H24/5,029人			
2	新たな待機児童対策への取り組み	家庭保育所・保育ルーム 【P78】 31103			
		<方向性> H26 拡充 <実績> H21/12か所 H22/15か所 H23/25か所 H24/32か所			
3	保育所と幼稚園などを一体とした待機児童対策の実施	新たな待機児童対策への取り組み 【P78】 31101 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未実施 H22/保育所分園 1か所・保育ルーム 1か所 H23/保育所分園 1か所・保育ルーム 11か所 H24/保育ルーム8か所			

保育サービスの充実 【P48】

内容

就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、休日保育や病児保育など保育サービスの充実を図ります。また、保育士への研修の実施や施設環境の整備改善に努め、サービスの質の向上をソフト・ハード両面から進めます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	多様な保育サービスの取り組み	延長保育 【P78】 31203			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> H21/45か所	H22/47か所	H23/50か所	H24/53か所
		休日保育 【P78】 31204			
<方向性> H26 新規実施	×				
<実績> H21/未実施	H22/未実施	H23/未実施	H24/未実施		
病児・病後児保育 【P78】 31206					
<方向性> H26 拡充					
<実績> H21/1か所 2名	H22/1か所 2名	H23/2か所 8名 (病児6人 病後児2人)	H24/2か所 8名 (病児6人 病後児2人)		
にのみやしファミリー・サポート・センター事業 【P78】 31202					
<方向性> H26 拡充					
<実績> H21/8,561件	H22/9,039件	H23/10,198件	H24/12,326件		
2	保育の質の向上	保育所職員の資質の向上 【P79】 31307			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> 専門研修・研究会等			
		H21/19回	H22/18回	H23/30回	H24/37回
保育所の第三者サービス評価事業 【P79】 31310					
<方向性> H26 見直し・改善					
<実績> 公立 H21/7か所	H22/9か所	H23/12か所	H24/16か所		
民間 H21/26か所	H22/26か所	H23/26か所	H24/27か所		
苦情解決制度の充実 【P79】 31302					
<方向性> H26 拡充					
<実績> H21/48か所	H22/49か所	H23/53か所	H24/55か所		
保育所の施設整備の促進 【P79】 31309					
<方向性> H26 拡充					
<実績> H21/4か所	H22/2か所	H23/1か所	H24/1か所		
3	認定こども園	認定こども園 【P78】 31201			
		<方向性> H26 新規実施			
<実績> H21/	H22/	H23/1か所	H24/0か所 (開園に向けて調整)		

ワーク・ライフ・バランスの推進 【P49】

内 容

「西宮市勤労者福祉推進計画(平成22年3月)」をもとに、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発を進め、好事例企業の紹介や各種制度助成金等の周知を図り、企業に対して育児休業制度や介護休業制度などの取得促進のため啓発活動を行います。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	事業主に対する広報啓発 【P80】 32101 <方向性> H26 拡充 <実績> 講演会 H21/年1回 H22/年1回 H23/年1回 H24/			
2	好事例企業の紹介や各種制度助成金等の周知	事業主に対する情報提供 【P81】 32102 <方向性> H26 拡充 <実績> 「労政にしのみや」発行部数 H21/3,000部/回 H22/3,000部/回 H23/3,000部/回 H24/3,000部/回			

【基本目標4】 教育環境の充実と健全育成のまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 次代の親の育成								
A	中高生・大学生による乳幼児育児体験等参加生徒数	→	967人	989人	1,102人	1,016人		トライやる・ウィーク 837人 ふれあい交流事業 75人 ふれあい育児体験 104人
B	学校の授業や行事で小さな子どもとふれあう機会の有無【次】	→	35.0% (H21.1)					
	高校生							
2章 子どもの生きる力の育成								
A	「ささえ」の登録者数	→	8,808人	7,070人	7,277人	7,661人		全校園で実施
B	学校教育の充実の満足度(施策評価項目)【総】	→	3.48点	3.61点		3.58点		
3章 家庭や地域の教育力の向上								
	家庭教育出張講座参加者満足度	→	96.3%	97.8%	96.9%	97.5%		
B	この1年間に青少年や家族を対象とした活動にボランティアとして参加したことがある市民の割合【総】	→	9.37%	9.14%		10.22%		

【重点施策の実施状況】

次代の親の育成 【P50】

内容

次代の親となる子どもに対して、男女がともに家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義を学校教育など様々な場面において伝えていきます。また、生命の神秘さや尊さを学び、乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会や将来の望ましい勤労観や夢が持てるように、学校、福祉、保健が連携して「次代の親の育成」を進めていきます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	異年齢交流の促進	<p>ふれあい体験事業 【P82】 41002 <方向性> H26 継続 <実績> H21/99人 H22/86人 H23/97人 H24/75人</p> <p>ふれあい育児体験 【P82】 41003 <方向性> H26 継続 <実績> H21/公立4か所 H22/公立6か所 H23/公立 5か所 H24/公立 4か所</p> <p>児童館における異年齢交流事業 【P82】 41001 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未実施 H22/未実施 H23/未実施 H24/実施 7館 ボランティア 延1,213人</p>
2	学校における授業等による取組み	<p>地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業 【P84】 42104 <方向性> H26 継続 <実績> H21/21校 H22/21校 H23/21校 H24/21校 (中学校20校) (特別支援学校1校)</p>

「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進 【P51】

内容

「学校サポートにしのみや」の充実や、職業体験学習など地域との連携により実施されている様々な体験・交流学习を推進するとともに、家庭・地域の声を学校教育・学校運営に反映させる仕組みを充実させ、学校・家庭・地域が総がかりで子どもの教育を担う体制づくりを進め、「確かな学力の定着」、「豊かな心の醸成」、「健やかな体づくり」を推進します。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	学校サポートにしのみやの充実	学校サポートにしのみや 【P84】 42101 <方向性> H26 拡充 <実績> ささえ登録者数 H21/8,808人 H22/7,070人 H23/7,277人 H24/7,661人
2	教育連携協議会の活用	教育連携協議会の活用 【P85】 42302 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/61校 H22/60校 H23/統合・廃止
3	学校評価の充実	学校評価 【P85】 42301 <方向性> H26 継続 <実績> 結果公表 H21/100% H22/100% H23/100% H24/100%

幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進 【P52】

内容

就学前児童の教育と保育のあり方について、教育委員会と健康福祉局が相互に連携して、幼稚園・保育所など教育・保育を一体的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。また、子どもの発達や学習環境の変化による子どもの育ちと学びのつながりを大切にした教育を推進するため、幼児教育と小学校教育、小学校教育と中学校教育の連携を強化し、学びの円滑な接続を図ります。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	就学前児童を一体とした幼児教育の推進	<p>幼稚園教育担当の配置 【P86】 42504</p> <p><方向性> H26 新規実施</p> <p><実績> H21/ H22/1名 H23/1名 H24/1名</p> <p>(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定 【P86】 42503</p> <p><方向性> H26 新規実施</p> <p><実績> 審議会・作業部会 H21/ H22/16回 H23/17回 H24/12回</p> <p>私立幼稚園就園奨励助成 【P86】 42501</p> <p><方向性> H26 拡充</p> <p><実績> H21/5,876人 H22/5,965人 H23/5,869人 H24/5,901人</p>
2	幼稚園・保育所・小学校連携の推進	<p>幼稚園・保育所・小学校連携推進事業 【P87】 42507</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績></p> <p>参加数 H21/156校園所 H22/157校園所 H23/164校園所 H24/165校園所</p> <p>相互体験研修 H21/37回 H22/30回 H23/32回 H24/37回</p>
3	小学校・中学校のつながりのある教育の推進	<p>西宮型小・中一貫教育の推進 【P84】 42103</p> <p><方向性> H26 拡充</p> <p><実績> 準備委員会・研究委員会・担当者会 H21/準備8回 H22/準備7回、研究4回 H23/準備5回、研究3回 H24/研究2回、担当者1回</p>

学校施設の充実 【P53】

内容

子どもが良好な学習環境の中、安心して教育を受けることができるよう、学校施設の維持・整備や耐震化に取り組み、教育用パソコンの活用を図ります。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	学校施設の整備	小・中学校の整備 【P86】 42405 <方向性> H26 継続 <実績> H21/完了1校 継続4校 H22/完了2校、継続2校 H23/完了1校、継続1校 H24/継続4校
		小・中学校のエレベーター設置 【P86】 42404 <方向性> H26 拡充 <実績> 小学校 H21/48.7% H22/58.0% H23/63.0% H24/68.0% 中学校 H21/65.0% H22/70.0% H23/75.0% H24/85.0%
2	教育環境の整備	情報教育の推進 【P86】 42401 <方向性> H26 拡充 <実績> 活用率 H21/100% H22/100% H23/100% H24/100%

【基本目標5】 子育て家庭にやさしいまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 良好な住宅・住環境の整備								
A	住宅の耐震化率	↗	85.4% (H20)					(H20年度以降、調査は未実施)
B	「良好な住宅・住環境の整備」の満足度(施策評価項目)【総】	↗	3.92点	3.99点		4.01点		
2章 安全で安心な移動空間の確保								
A	歩道の段差等改良整備率	↗	65.9%	67.1%	67.4%	68.3%		段差箇所総数 6517箇所 改良済箇所数 4449箇所
	ノンステップバス導入率	↗	32.2%	33.1%	33.8%	34.2%		全車両数 146台 導入済台数 50台 第4次総合計画におけるH30年度の導入目標率は50%
B	外出の際、歩道の段差等や交通機関、建物がベビーカーでの移動に配慮されていないと感じる人の割合【次】	就学前 ↘	65.5%			61.3%		

子育てを支援する生活環境の整備 【P54】

内容

子育て家庭が安心して暮らすことができる住まいを確保できるよう、住宅に関する情報の提供や相談の実施、住宅の耐震化・バリアフリー化等を推進していきます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	子育てに適した住宅の確保	市営住宅の優先枠の設置 【P90】 51007 <方向性> H26 継続 <実績> 子育て H21/15戸 H22/13戸 H23/12戸 H24/18戸 母子 H21/14戸 H22/27戸 H23/24戸 H24/39戸 多子 H21/5戸 H22/6戸 H23/4戸 H24/5戸			
2	住まいに関する相談・情報提供	住情報の総合窓口の設置 【P90】 51004 <方向性> H26 拡充 <実績> 相談件数 H21/207件 H22/159件 H23/149件 H24/147件			
3	安心・安全な住まいの整備	簡易耐震診断推進事業 【P90】 51001 <方向性> H26 継続 <実績> 助成件数 H21/51棟311戸 H22/34棟60戸 H23/45棟131戸 H24/40棟235戸			

安心して外出できるまちづくりの推進 【P55】

内容

ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めるとともに、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化、段差や勾配の改善など、子育て家庭を含めたすべての人に配慮した歩道の整備を進めます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	ユニバーサルデザインのまちづくり	福祉のまちづくりの推進 【P92】 52202 <方向性> H26 継続 <実績> H21/93件 H22/108件 H23/23件 H24/27件
2	バリアフリー化の推進	歩道改良事業(歩道段差解消等) 【P91】 52104 <方向性> H26 継続 <実績> H21/59か所 H22/79か所 H23/46か所 H24/56か所 鉄道駅舎エレベーター等設置補助 【P92】 52201 <方向性> H26 継続 <実績> エレベーター設置率 H21/92.9% H22/92.9% H23/92.9% H24/81.2% 超低床ノンステップバスの導入補助 【P92】 52203 <方向性> H26 継続 <実績> 導入率 H21/32.2% H22/33.1% H23/33.8% H24/34.2%

【基本目標6】 子どもの権利と安全を守るまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 子どもの権利擁護の推進								
A	虐待相談件数	↘	542件	806件	814件	723件		相談内容は複雑化しており、関係機関との更なる連携強化が必要。H24年度、家庭児童相談員を1名増員。
B	子どもの権利擁護の取組の満足度【次】	就学前	↗	5.6% (H21.1)			7.4%	
		小学生	↗	8.5% (H21.1)			6.5%	×
	子どもの発育・発達に対する相談体制の満足度【次】	就学前	↗	14.5% (H21.1)			18.1%	
		小学生	↗	12.7% (H21.1)			13.1%	
2章 子どもを取り巻く環境や問題への対応								
A	補導委員による子どもへの声かけ回数	↗	4,871回	4,932回	3,746回	3,566回		子どもたちの生活様式の変化が声かけ数にも反映されている。
B	子供が不登校傾向になったことのある割合【次】	小学生	↘	7.6%				
3章 子どもの安全の確保								
A	少年(20歳未満)が被害者となった割合 (件数/少年人口)(対千人率)	刑 法 犯 罪 認 知 件 数	↘	14.3‰	13.3‰	11.1‰	10.7‰	H24年度の認知件数 1,014件
		交 通 事 故 発 生 人 身 数	↘	4.3‰	4.3‰	4.0‰	4.2‰	H24年度の発生件数 400件
	スクールカウンセラーを配置している学校の割合	↗	44.3%	46.7%	46.7%	46.7%	小学校は40校中8校に、中学校は全校(20校)に配置。配置されていない小学校については、拠点校方式により近隣校に配置されているスクールカウンセラーが必要に応じて対応。	
B	子どもの犯罪被害の防止など安全確保の取組の満足度【次】	小学生	↗	28.5% (H21.1)			8.9%	×

【重点施策の実施状況】

児童虐待防止対策の強化 【P56】

内容

児童虐待の早期発見・早期対応が行えるよう、要保護児童対策協議会の体制強化を図るとともに、健やか赤ちゃん訪問事業をはじめ、母子保健事業との連携強化を通じて、児童虐待防止に努めます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績				
1	要保護児童対策協議会の体制強化	要保護児童対策協議会 【P94】 61104				
		<方向性> H26 継続 <実績> ケース会議 H21/80回 H22/121回 H23/99回 H24/91回 実務担当者会 H21/1回 H22/1回 H23/2回 H24/4回				
2	児童福祉と母子保健との連携	家庭児童相談事業 【P94】 61103				
		<方向性> H26 拡充 <実績> H21/1,088件 H22/1,435件 H23/1,490件 H24/1,444件				
		健やか赤ちゃん訪問事業 【P62】 11107				
		<方向性> H26 拡充				
		<実績> H21/86.5% H22/88.1% H23/87.8% H24/88.5%				
		乳幼児健康診査 【P71】 21216、21217、21218				
		<方向性> H26 拡充				
		<実績> 受診率				
		4か月	H21/96.2%	H22/96.3%	H23/97.2%	H24/96.4%
		1歳半	H21/94.1%	H22/95.5%	H23/97.6%	H24/95.3%
		3歳	H21/87.3%	H22/91.9%	H23/92.0%	H24/93.6%

ひとり親家庭等への支援強化 【P57】

内容

ひとり親家庭等が自立した生活を営みつつ、子育てが行えるよう、関係機関と連携し、ひとり親家庭等の就労・自立支援を図る拠点整備を進めるとともに、子育てや生活支援が円滑に提供できるようネットワークの構築に取り組みます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	母子家庭等就労・自立支援センターの設置	母子家庭等就労・自立支援センターの設置 【P95】 61206 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未実施 H22/未実施 H23/未実施 H24/未実施 (他事業で就労支援を実施)
2	ひとり親家庭等への自立支援の推進	母子相談 【P94】 61209 <方向性> H26 継続 <実績> H21/2,335件 H22/2,325件 H23/2,043件 H24/2,069件
		自立支援教育訓練給付金 【P94】 61204 <方向性> H26 継続 <実績> H21/11件 H22/13件 H23/7件 H24/9件
		児童扶養手当 【P134】 61203 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> 受給資格者数 H21/3,262人 H22/3,434人 H23/3,444人 H24/3,509人

発達障害などへの総合的な支援体制の確立 【P58】

内容

発達に課題のある子どもへの支援体制のあり方を検討する場を設けて、必要となる支援体制について各関係機関と協議していきます。その上で、発達に課題のある子どもにより早い支援を開始するとともに、保護者が子どもの発達課題を理解し、その後の適切な支援へスムーズにつなげることができるよう、保護者へのサポート体制づくりに取り組みます。また、子どもの成長過程に応じた適切な支援体制の構築に取り組みます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	早期支援体制の確立	<p>育児発達相談 【P71】 21205</p> <p><方向性> H26 拡充</p> <p><実績> 個人 H21/137回 H22/168回 H23/198回 H24/195回 集団 H21/116回 H22/119回 H23/122回 H24/120回</p> <p>ペアレントトレーニング事業 【P110】 11104</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績> 参加者 H21/33人 H22/31人 H23/16人 H24/13人</p> <p>精神発達相談 【P121】 21209</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績> H21/21回 H22/24回 H23/20回 H24/21回</p>
2	切れ目のない支援体制の構築	<p>サポートファイル(みやっこファイル) 【P136】 61308</p> <p><方向性> H26 新規実施</p> <p><実績> H21/500部 H22/4,000部 H23/4,000冊 H24/- (配布は継続)</p>
3	教育支援の充実	<p>発達障害のある子どもへの教育支援体制づくり 【P87】 42604</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績> 特別支援教育支援員の配置</p> <p>小学校 H21/41人 H22/40人 H23/40人 H24/40人 中学校 H21/20人 H22/20人 H23/20人 H24/20人</p> <p>「西宮専門家チーム」による教育サポート 【P87】 42603</p> <p><方向性> H26 拡充</p> <p><実績> 派遣回数 H21/213回 H22/235回 H23/221回 H24/278回</p> <p>特別支援学校による地域支援 【P87】 42602</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績> 相談回数 H21/延233回 H22/延194回 H23/延204回 H24/延166回</p>

項目		主な事業の方向性と実績			
4	発達障害などの障害児に関する一体的な支援体制の検討	わかば園の運営 【P95】 61316 <方向性> H26 継続 <実績> 外来療育 H21/延11,047件 H22/延11,637件 H23/延10,919件 H24/延10,916件 通園療育 H21/延2,206件 H22/延2,059件 H23/延2,983件 H24/延3,299件			

子どもの安全対策の推進 【P59】

内容

子どもが犯罪等の被害者・加害者にならないよう、家庭・地域・学校及び警察等の関係機関と連携し、通学路等の見守りやパトロール、防犯に関する情報提供など総合的な対策を推進します。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	子どもが交通事故や犯罪被害等に巻き込まれない力を育むための取り組み	交通安全教育等の推進 【P99】 63101 <方向性> H26 継続 <実績> 交通安全教室 H21/201回 H22/190回 H23/193回 H24/185回 「安全マップ」の作成 【P99】 63202 <方向性> H26 継続 <実績> H21/41校 H22/40校 H23/40校 H24/40校			
2	子どもを非行や犯罪から守る取り組みの推進	街頭補導活動 【P97】 62205 <方向性> H26 継続 <実績> 補導車実働日数 H21/延482日 H22/延472日 H23/延586日 H24/延625日 通学路安全確保事業 【P99】 63102 <方向性> H26 継続 <実績> H21/実施 H22/実施 H23/実施 H24/実施(緊急合同点検 190箇所)			

5、重点施策別事業の目標達成状況一覧

基本目標	重点施策	事業数 (A)	達成数 (B)	達成率 (A)/(B)
基本目標 1 地域における子育てを支えるまちづくり	[地域子育て支援拠点事業]の全市展開	6	6	100.0%
	子どもの遊び場・居場所づくり	7	6	85.7%
	地域での子育てネットワークづくり	3	3	100.0%
	総合的な子育て支援体制の充実	7	7	100.0%
	父親の育児参加の促進	3	3	100.0%
	小計	26	25	96.2%
基本目標 2 母と子の健康を支えるまちづくり	妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化	11	10	90.9%
	食育の推進	8	8	100.0%
	小計	19	18	94.7%
基本目標 3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	保育所の待機児童解消	3	2	66.7%
	保育サービスの充実	9	7	77.8%
	ワーク・ライフ・バランスの推進	2	1	50.0%
	小計	14	10	71.4%
基本目標 4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり	次代の親の育成	4	3	75.0%
	「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進	2	2	100.0%
	幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進	5	5	100.0%
	学校施設の充実	3	3	100.0%
	小計	14	13	92.9%
基本目標 5 子育てが家庭にやさしいまちづくり	育てを支援する生活環境の整備	3	3	100.0%
	安心して外出できるまちづくりの推進	4	4	100.0%
	小計	7	7	100.0%
基本目標 6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	児童虐待防止対策の強化	4	4	100.0%
	ひとり親家庭等への支援強化	4	3	75.0%
	発達障害などへの総合的な支援体制の確立	8	8	100.0%
	子どもの安全対策の推進	4	4	100.0%
	小計	20	19	95.0%
合計		100	92	92.0%

(注) 1、事業数は、廃止した事業を控除した後の事業数である。

2、達成数は、平成24年度末時点において、行動計画の方向性に沿って「 =実施できている」「 =ほぼ実施できている」と評価した事業である。

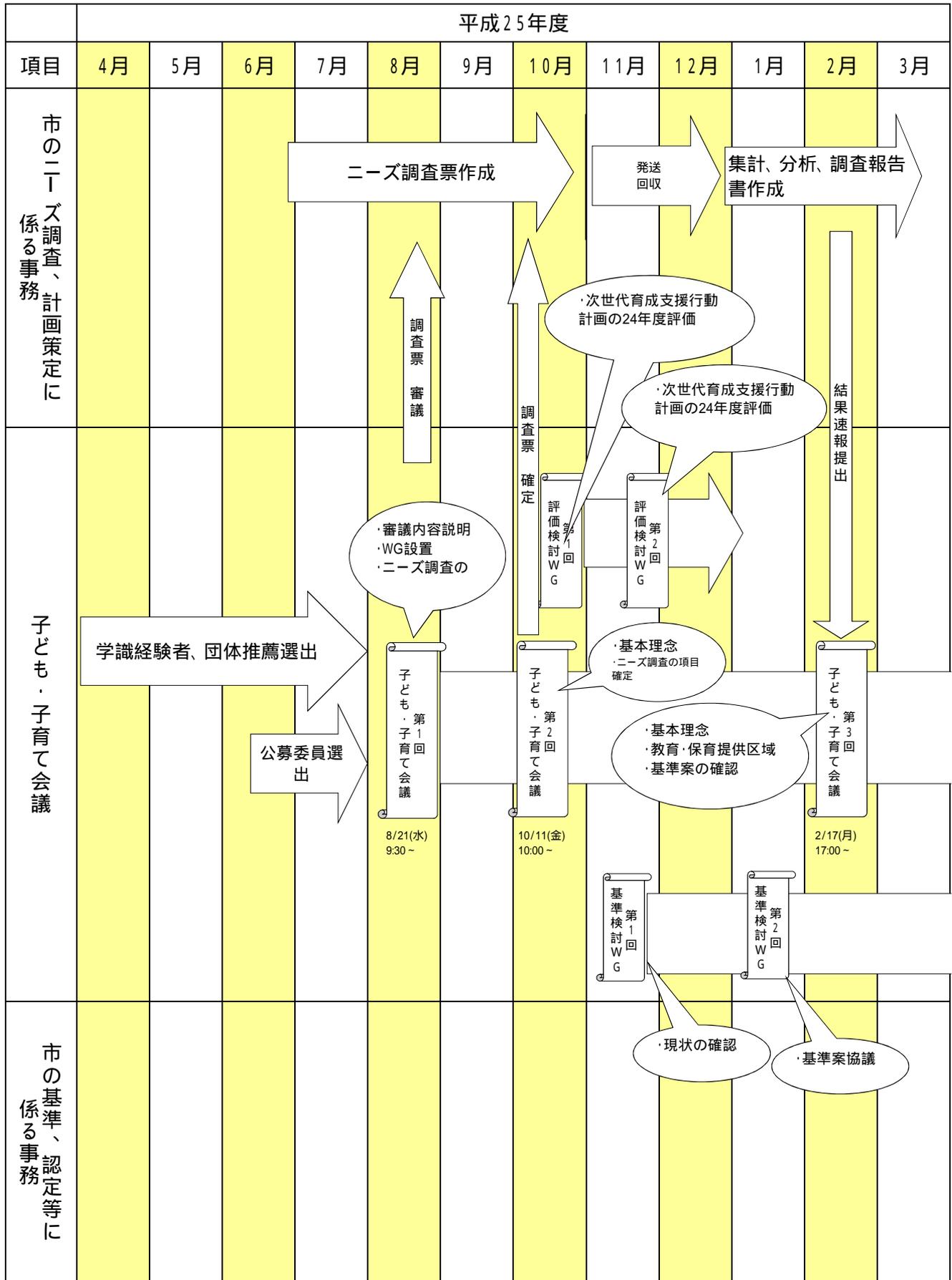
6、基本目標別の目標達成状況

部 章 節	事業数	24年度末の評価				達成 事業数	未達成 事業数	達成率
		できて いる []	ほぼで きている []	余りで きてい ない []	できて いない [×]			
1 地域における子育てを支えるまちづくり	77	40	32	5	0	72	5	93.5%
1章 子育て支援サービスの充実	33	24	7	2	0	31	2	93.9%
1節 子育て家庭への支援制度の充実	8	6		2		6	2	75.0%
2節 子育てについての相談体制の充実	6	5	1			6	0	100.0%
3節 子育て交流の場づくり	9	6	3			9	0	100.0%
4節 子育て支援の総合調整の取り組み	10	7	3			10	0	100.0%
2章 子どもを健やかに育む環境づくり	39	12	24	3	0	36	3	92.3%
1節 子どもの遊び場・居場所づくり	9	2	4	3		6	3	66.7%
2節 地域との協働で進める子育て支援の推進	9	3	6			9	0	100.0%
3節 ふれあい・体験等を通じた育成活動の推進	21	7	14			21	0	100.0%
3章 経済的な支援の充実	5	4	1			5	0	100.0%
2 母と子の健康を支えるまちづくり	52	33	16	3	0	49	3	94.2%
1章 子どもや母親の健康の確保	29	20	7	2	0	27	2	93.1%
1節 安心して妊娠・出産ができる環境づくり	11	7	4			11	0	100.0%
2節 育児不安の解消や子どもと母親の健康確保	18	13	3	2		16	2	88.9%
2章 食育の推進	11	6	5	0	0	11	0	100.0%
1節 食生活に関する学習機会や情報の提供	7	2	5			7	0	100.0%
2節 子どもによる食事づくり等の体験学習の提供	4	4				4	0	100.0%
3章 思春期保健対策の充実	6	1	4	1		5	1	83.3%
4章 小児医療の充実	6	6				6	0	100.0%
3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	33	7	19	6	1	26	7	78.8%
1章 保育サービスの充実	26	7	14	4	1	21	5	80.8%
1節 保育所の待機児童解消	4	1	1	2		2	2	50.0%
2節 多様な保育サービスの充実	7	1	4	1	1	5	2	71.4%
3節 保育サービスの質の向上	11	4	7			11	0	100.0%
4節 留守家庭児童育成センターの充実	4	1	2	1		3	1	75.0%
2章 仕事と生活の調和の実現	7	0	5	2	0	5	2	71.4%
1節 働きやすい環境づくりの推進	3		2	1		2	1	66.7%
2節 子育て世代等への就労支援	4		3	1		3	1	75.0%

部 章 節	事業数	24年度末の評価				達成 事業数	未達成 事業数	達成率
		できて いる 【 】	ほぼで きている 【 】	余りで きてい ない 【 】	できて いない 【×】			
4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり	45	34	10	1	0	44	1	97.8%
1章 次代の親の育成	3	1	1	1	0	2	1	66.7%
2章 子どもの生きる力の育成	36	29	7	0	0	36	0	100.0%
1節 確かな学力の向上	10	5	5			10	0	100.0%
2節 豊かな心と健やかな体の育成	7	7				7	0	100.0%
3節 信頼される学校づくり	3	3				3	0	100.0%
4節 教育環境の整備	5	4	1			5	0	100.0%
5節 幼児教育の充実	7	7				7	0	100.0%
6節 特別支援教育の充実	4	3	1			4	0	100.0%
3章 家庭や地域の教育力の向上	6	4	2	0	0	6	0	100.0%
1節 家庭教育への支援の充実	2	2				2	0	100.0%
2節 地域社会における教育力の向上	4	2	2			4	0	100.0%
5 子育て家庭にやさしいまちづくり	14	6	8	0	0	14	0	100.0%
1章 良好な住宅・住環境の整備	6	4	2		0	6	0	100.0%
2章 安全で安心な移動空間の確保	8	2	6	0	0	8	0	100.0%
1節 安全な道路交通環境の整備	4	1	3			4	0	100.0%
2節 安心して外出できる環境の整備	4	1	3			4	0	100.0%
6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	58	33	22	3	0	55	3	94.8%
1章 子どもの権利擁護の推進	37	19	16	2	0	35	2	94.6%
1節 児童虐待防止への取り組み	5	2	3			5	0	100.0%
2節 ひとり親家庭等への支援	12	7	4	1		11	1	91.7%
3節 障害児施策の充実	20	10	9	1		19	1	95.0%
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み	14	9	4	1	0	13	1	92.9%
1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備	6	2	4			6	0	100.0%
2節 有害環境対策の推進	8	7		1		7	1	87.5%
3章 子どもの安全の確保	7	5	2	0	0	7	0	100.0%
1節 子どもの交通安全の確保	2	2				2	0	100.0%
2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み	4	3	1			4	0	100.0%
3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実	1		1			1	0	100.0%
合計	279	153	107	18	1	260	19	93.2%

参考資料5 スケジュール案

西宮市子ども・子育て会議スケジュール案



今までのスケジュール案と異なる点
 ・利用者負担に係る矢印、条例制定
 (今までは9月に条例制定としていたが、国が骨格を示すのが26年度初旬、確定が年度末の予定とされているために修正)

